

官報

号外

平成二十七年五月二十六日

○第百八十九回 衆議院會議錄 第二十八号

平成二十七年五月二十六日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十七年五月二十六日

午後一時開議

第一 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出)

第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

第五 平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

第六 平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

○本日の会議に付した案件

日程第一 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出)

日程第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十七年五月二十六日 衆議院會議錄第二十八号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案外一案

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出)

日程第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案、日程第二、大気汚染防止法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長北川知克君。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び同報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔北川知克君登壇〕

○北川知克君 ただいま議題となりました両案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案について申し上げます。

本案は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定について定め、特定の水銀使用製品の製造及び特定の製造工程における水銀及びその化合物の使用を禁止するとともに、それらの貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する措置などを講じようとするものであります。次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届け出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀及びその化合物を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務づけるなどの措置を講じようとするものであります。

両案は、去る四月二十二日日本委員会に付託され、二十四日望月環境大臣から提案理由の説明を受け、次いで、今月十五日から質疑に入り、十九日参考人質疑を行うなど慎重に審査を重ね、二十二日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、両案に対し、民主党・無所属クラブ、維新の党及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案による修正案がそれぞれ提出され、趣旨の説明を受けました。

次いで、採決いたしましたところ、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し上げます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求むるの件)外二件) 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 中谷國務大臣の趣旨説明

日程第三 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るとともに、独立行政法人に係る改革を推進する等のために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、東京五輪特別仕様などの図柄入りナンバープレートを導入するため、自動車の所有者からの申請により、ナンバープレートの交換を可能とする制度を創設すること、

第二に、より迅速かつ確実にリコールを実施するため、必要な報告徴収及び立入検査の対象に自動車の装置製作者等を追加すること、

第三に、国連の車両等の型式認定相互承認協定の改正に対応するため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設すること、

第四に、自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構とすることなどであります。

本案は、去る五月十九日本委員会に付託され、二十日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴

取し、二十二日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求むるの件)

日程第五 平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求むるの件)

日程第六 平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求むるの件)

○議長(大島理森君) 日程第四、平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求むるの件)、日程第五、平成二十五年年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求むるの件)、日程第六、平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求むるの件)、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長石関貴史君。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長石関貴史君。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長石関貴史君。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長石関貴史君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔石関貴史君登壇〕

○石関貴史君 ただいま議題となりました平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外二件につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの各件は、財政法の規定等に基づき、国会の事後承諾を求めるとして提出されたものであります。

まず、平成二十五年年度一般会計予備費は、汚染水対策に必要な経費、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費等六件で、その使用総額は二百五十四億円余であります。

次に、平成二十五年年度特別会計予備費は、農業共済再保険特別会計果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費の二件で、その使用総額は六億円余であります。

次に、平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額等一特別会計の九件で、その経費増額の総額は六十八億円余であります。

委員会におきましては、これら各件につき去る四月二十四日麻生財務大臣から説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、各件はいずれも賛成多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第四及び第六の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣中谷元君。

〔国務大臣中谷元君登壇〕

○国務大臣(中谷元君) ただいま議題となりました我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力

攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要があります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛出動の対象となる事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を追加するほか、外国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護措置を新設し、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用の規定を整備するものでございます。

第二に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、国際平和協力業務の実施または物資協力の対象として新たに国際連携平和安全活動を追加するほか、国際平和協力業務に、防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体等に対する危害の防止等の業務その他の新たな業務を加えるとともに、その他国際平和協力業務の実施等のために必要な事項を定めるものです。

第三に、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、我が国の平和及び安全に重要な影響を

与える事態である重要影響事態に際して、適切な迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動その他の重要影響事態に対応するため必要な措置を実施するために必要な事項のほか、国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に必要事項を定めるものでございます。

第四に、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律及びその他の事態対処法制の一部改正について御説明いたします。

これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態である存立危機事態への対処について、基本となる事項を定めるほか、武力攻撃事態等または存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃または存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定めるなど、武力攻撃事態等または存立危機事態の推移に応じた実施する措置について定めるものであります。

第五に、国家安全保障会議設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、これまで申し上げました関係法律の一部改正等を踏まえ、国家安全保障会議の審議事項及び同会議への必須諮問事項を拡充するものであります。

そのほか、関係法律の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際

社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであつてはならないこと、協力支援活動及び捜索救助活動は現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとするなど、外国の領域における対応措置については当該外国の同意がある場合に限り実施することとするなどを含めております。

第二に、この法律に基づき実施される対応措置を協力支援活動及び捜索救助活動並びに国際平和共同対処事態に際して実施する船舶検査活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施並びに捜索救助活動の実施等を定めております。

第四に、基本計画には、国際平和共同対処事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取り組みの状況、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由その他対応措置の実施に関する基本的な方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があつたときは、その内容、また、基本計

画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならない旨、国会の承認を得た日から二年を経過する日を越えて引き続き当該対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びそのときまでに行つた対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならないこととしております。

第七に、防衛大臣は、対応措置の実施に当たつては、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこととしております。

第八に、協力支援活動または捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入つた者等の生命または身体の防護のために一定の要件に従つて武器の使用ができることとしております。

以上が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。稲田朋美君。

(稲田朋美君登壇)

○稲田朋美君 自由民主党の稲田朋美です。

自由民主党を代表して、平和安全法制について質問いたします。(拍手)

我が国の平和と独立、国民の生活と幸せな暮らしを守り抜くことは、政府に課せられた最も重要な使命です。

我が国は、さきの大戦から七十年にもわたり、日本国憲法の平和主義、法の支配、民主主義の理念のもと、平和国家としての歩みを続けてきました。この間、自衛隊の創設、日米安全保障条約の改定を初め、現実の問題に対応すべく、必要な安全保障政策を講じてきました。特に、日米安保条約の改定は、戦後日本の平和の礎を築いたものであり、これを実現した政治家が岸信介総理です。

安倍総理は、五月十六日に高野山を訪問され、岸総理が晩年写経され、昭和五十九年の弘法大師御入定千五十年に当たって奉納された般若心経千五百巻を目にされたと聞いております。安倍総理は、この岸総理の千五百巻もの写経にどのような思いが込められているとお考えでしょうか。冒頭にお伺いいたします。

平和安全法制の必要性についてお伺いいたします。

我が国が講じてきた安全保障政策は、特に一九八九年の冷戦終結以来、世界情勢の変化に伴って大きく動いています。湾岸戦争後のペルシャ湾の機雷掃海の実施、カンボジアPKOへの参加、日米ガイドラインの改定と関連法律の整備、九・一一テロを受けたインド洋での給油活動の実施、有事法制の整備、イラクにおける人道復興支援活動など、枚挙にいとまがありません。

今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。それは、第一に、世界としてアジア太平洋地域におけるパワーバランスの変化であり、第二に、我が国全土を射程に入れるノドンミサイルを二百発保有するとされる北朝鮮のミサイル配備、核開発の問題であり、そして第

三に、軍事費を急激にふやし、軍事活動を活発化させている中国の台頭であり、また第四に、テロの脅威の拡大や、宇宙やサイバーなど新たな領域における脅威の出現という問題であります。こうした安全保障環境の厳しさは、平和安全法制の大前提です。まずは、この我が国を取り巻く安全保障環境の大きな変化について、具体的な説明をお願いいたします。

さらに、これらの安全保障環境の変化を踏まえて、我が国としてどのように対応していく必要があるのでしょうか。現在の日本において、戦争を望む者は一人もおらず、みんなが平和な暮らしを願っています。しかし、平和は、単に願うだけでは実現できません。まさに具体的な行動が必要なのです。

最も大切なことは、抑止力、すなわち紛争を未然に防止する力をしっかりと維持強化することです。今回の平和安全法制が実現することによって、具体的にどのような形で我が国の抑止力が強化されるのか、また、日米安全保障体制にどのような影響を与えるのかについて、総理の御認識をお伺いいたします。

総理は、第二次安倍政権発足以来、精力的に外交活動に取り組んでおられます。訪問地域や首脳会談を実施した人数は、歴代一位であると聞いています。

総理がこうした積極的な平和外交を展開されているのは、いかなる紛争も、武力や威嚇ではなく国際法に基づいて平和的に解決するという原則を踏まえたものであると考えます。我が国の平和と安全を確保するために、必要な外交努力を今後どのように進めていかれるのかについてお伺いいたします。

平和安全法制については、最大限の外交努力によつて我が国と国際社会の平和と安全を確保することが肝要ですが、他方、万が一の事態に備えて法整備を行うことも重要です。

にもかかわらず、今般の平和安全法制に対し

て、戦争法案であるとの根拠のないレッテル張りながされております。

先ほど述べたとおり、日本が戦後七十年間守り続けてきた平和国家としてのあり方は全く変わりません。また、徴兵制が採用されるとか、米国の戦争に無制限に巻き込まれ世界じゅうのどこでも戦争するようになるとか、どれもこれも全く的外れの批判です。

我が国の平和国家としての歩みは不変であり、このような無責任な批判が根拠のないものであること、そして、この法制が国民の命と平和な暮らしを守るものであることを総理から明確にしたいと存じます。

また、昨年七月の閣議決定については、解釈改憲、立憲主義の逸脱という批判がなされております。しかし、この閣議決定は、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理のみならず、憲法の番人である最高裁判所が示す考え方、すなわち昭和三十四年の砂川事件判決の、我が国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬをいささかも踏み外すものではなく、解釈改憲というそしりは全く当たりませんし、立憲主義に反するものではないと考えますが、総理の御認識をお伺いいたします。

次に、先日の党首討論において議論になった点について、改めてお伺いいたします。

まず、今回の法制と海外派兵、すなわち海外における自衛隊の武力の行使についてお伺いいたします。ここで言う海外派兵には、PKOや後方支援は含まれません。

自衛隊の海外派兵については、政府が長年維持してきた海外派兵の一般的禁止、すなわち武力の行使を目的として自衛隊を他国領域に派遣することとは、一般的に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり許されないという解釈は、集団的自衛権の一部を容認する今回の法改正でも変わり

ません。

しかし、例えば、ホルムズ海峡の機雷掃海のように、我が国への直接の攻撃が行われることがなくとも、我が国の存立が危機に陥るような場合において、必要最小限度の解釈の中で、例外的に他国領海で機雷掃海が認められ得るということですが、このような解釈でよいのか、総理にお伺いいたします。

次に、後方支援活動についてお伺いいたします。後方支援活動については、実質的に戦争への参加である、活動を行っている自衛隊員は容易に戦闘に巻き込まれ得る、米国の要請は断れないという批判がなされております。

しかしながら、米国の初めとする国際社会が一致団結して我が国や国際社会の平和と安全を守ろうとしているときに、我が国においても憲法の許す範囲で積極的に支援を行うことは、我が国の安全保障上も、そして総理がおっしゃっている人間の安全保障の実現のためにも必要です。米国の要請は断れないという批判については、国権の最高機関である国会として、さらには主権国家として、恥ずかしい議論です。

我が国は、湾岸戦争での教訓を踏まえ、四半世紀にわたり、さまざまな経験を積み、検討を続けてきました。その成果が今回の平和安全法制です。

後方支援活動の意義に加え、我が国の判断の自主性に関し、後方支援全てに必要とされる国会の承認の意義と仕組みについての御説明をお願いいたします。

また、法整備に伴う自衛隊員のリスクについてもお伺いいたします。野党からは、総理が自衛隊員のリスクについて率直に説明すべきとの批判があります。自衛隊の最高指揮官としての総理から、自衛隊員のリスクと、自衛隊員の安全を守るための法制上の仕組みについて御説明ください。

さて、次に、この平和安全法制の個別論点についてお伺いいたします。

まず、集団的自衛権の限定容認について、総理は、これまで、邦人輸送中の米艦防護やホルムズ海峡での機雷掃海を具体例として挙げておられますが、集団的自衛権が限定的に行使可能な存立危機事態の典型例とはどのような事態でしょうか。石油供給が途絶えることなどが、どのような場合に存立危機事態になり得るのかについて、あたかも、経済的影響が生じただけで存立危機事態となるといった誤解があるように思われます。この点について、わかりやすく御説明ください。

また、重要影響事態安全確保法についても伺いいたします。

軍事技術の進展や各国の相互依存関係が密接になっていくことから、世界のどの地域においても、我が国の安全保障に影響を及ぼす事態が起こり得ます。従来の周辺事態は、事態の性質に着目した概念であつて、地理的概念ではないとされてきました。周知という言葉が法文に含まれていたことや、国会答弁で、中東、インド洋で生じることが現実の問題として想定されないとされてきました。

そこで、今回、周辺事態法を重要影響事態安全確保法に改正することにより、これらの実質的な地理的制約がどのように変わるのか、総理の御認識をお伺いいたします。

次に、国際社会の平和と安全に関する法整備についてお伺いいたします。

今回の平和安全法制では、国際平和支援法の制定と国際平和協力法の改正によって、国際社会の平和と安全に資する活動の実施を大きく拡充することとなります。

このうち、国際平和支援法については、個別の特別措置法で対応すべきであり、一般法を制定する必要があるのかという意見も聞かれます。また、法律がなければ、それを理由に各国からの協力要請を断れるなどという、主権国家としてある

まじき主張も聞かれますが、今回、一般法として国際平和支援法が制定されることの必要性、また具体的な利点について、総理の御見解をお伺いいたします。

国際平和協力法、いわゆるPKO法の改正についてお伺いいたします。

自衛隊は、過去二十年以上にわたり、国際平和協力に従事してきました。今回の改正では、これまでの経験を踏まえつつ、国連が統括しない活動に参加できるようにします。しかし、その中で、例えば、アフガニスタンにおける国際治安支援部隊、ISAFに参加し、タリバンをせん滅、掃討するような活動も行うことになるのでしょうか。今回の改正によってもそのような活動は実施できないと考えますが、いかがでしょうか。

私の政治信条は、伝統と創造です。伝統なき創造は空虚、創造なき伝統は枯渇です。平和安全法制においては、守るべき伝統は、憲法九条の平和主義の理念、法の支配の貫徹した立憲主義の堅持、そして専守防衛と一般的な海外派兵の禁止です。創造は、憲法下において、国民の生命と安全そして国家の独立を守り、人間の安全保障に貢献する今回の法整備です。

最後に、国民の皆様は、総理が本法案で目指す日本の姿と本法案の成立にかける御決意をお伺いいたします。

我が党は、この国会審議を通じて、国民の皆様への御理解が深まるよう努力を尽くします。野党の皆様におかれましても、本法案の審議をより充実したものとするべく、建設的な議論をされることを心からお願いし、私の質問を終わります。(拍手、発言する者あり)

○議長(大島理森君) お静かに願います。
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 稲田朋美議員にお答えいたします。

祖父の写経についてお尋ねがありました。子供のころ、一心に写経している祖父の姿を何度か見た記憶がありますが、先般、高野山に伺い、その実物を懐かしく拝見する機会を得ました。

そこで思い出しましたのは、その全てに世界平和への願いが記されていることであります。二度と戦争を繰り返してはならない、平和と安全なくして、経済の発展も、幸せな国民生活も望むことはできない。あの戦争を体験したからこそ、晩年に至るまで平和を願い続けた祖父の姿が思い出されました。

理想を現実のものとするために、政治家は、政策を決断し、実行していかねばなりません。このこともまた、祖父の強い信念でありました。私たち政治家は、平和をただ願うだけに終わってはならない。果敢に行動していかねばなりません。

祖父は、総理大臣として、東西冷戦の激化という国際社会の現実を冷静に見きわめながら、日米安保条約の改定に身を尽くしました。日米同盟が、その後、日本と地域の平和と安定に貢献したことは、歴史が証明しています。

あれから半世紀。世界は一変しました。そして、今なお、私たちが望むと望まざるにかかわらず、国際社会は絶えず変転しています。私たちもまた、この国際社会の厳しい現実を冷静に見きわめなければなりません。そして、国民の命と平和な暮らしを守るため、必要な政策を決断し、実現していく大きな責任があります。

至誠にして動かざる者はいまだこれあらざるなり。私は、誠実な説明を尽くし、平和を願う全ての国民、国会議員の皆さんとともに、平和安全法制の実現に全力を尽くす決意であります。

我が国を取り巻く安全保障環境についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は、ますます厳しさを増しています。

具体的には、御指摘のように、アジア太平洋地域及びグローバルなパワーバランスの変化、日本

の大半を射程に入れる数百発もの北朝鮮の弾道ミサイルの配備及び核兵器の開発、中国の台頭及びその東シナ海、南シナ海における活動、我が国に近づいてくる国籍不明の航空機に対する自衛隊機の緊急発進、いわゆるスクランブルの回数が十年前と比べ七倍にふえていること、この二年間でアルジェリア、シリア、チュニジアにおいて邦人が犠牲となった国際テロの脅威といった問題が挙げられています。

さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化しています。

脅威は容易に国境を越えてやってくる。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることではできない時代になっています。

このような我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容する中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が必要不可欠であります。

平和安全法制がもたらす抑止力の強化と日米安全保障体制に与える影響についてお尋ねがありました。

今回の平和安全法制が実現すれば、国民の命と幸せな暮らしを守るために、グレイゾーンから集団的自衛権に関するもので、あらゆる事態に対して切れ目のない対応を行うことが可能となります。

日本が攻撃を受ければ、米軍は、日本を防衛するために力を尽くしてくれまします。そして、安保条約の義務を全うするため、日本近海で適時適切に警戒監視の任務に当たっています。

しかし、現在の法制のもとでは、私たちのためその任務に当たる米軍が攻撃を受けても、私たちは日本自身への攻撃がなければ何もできない、何もしない。果たして、皆さん、これでよいのでしょうか。

このような問題を踏まえ、日米同盟がよりよく

機能するようにするのが、今回の平和安全法制です。

日本が危険にさらされたときは日米同盟が完全に機能するということが世界に発信することによって、紛争を未然に阻止する力、すなわち抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えます。

我が国の平和と安全を確保するための外交努力についてお尋ねがありました。

我が国の平和と安全を確保するために、私は、近隣諸国との対話を通じて外交努力を重視しています。実際、私は、総理就任以来、地球儀を俯瞰する視点で積極的な外交を展開してまいりました。

そして、法の支配を重視する立場から、主張するときは国際法にのっとって主張すべき、武力の威嚇や力による現状変更は行つてはならない、問題を解決する際は平和的に国際法にのっとって解決するとの三原則を私は国際社会で繰り返し主張し、多くの国から賛同を得てまいりました。

外交を通じて平和を守る。今後も、積極的な平和と外交を展開してまいります。

我が国の平和と安全としての歩みや平和安全法制などについてお尋ねがありました。

平和国家としての日本の歩みは、これからも決して変わりません。二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けてまいります。

平和安全法制の整備により、徴兵制が採用される、あるいは米国の戦争に巻き込まれるなどというものは、全く的外れな議論です。

徴兵制は明確な憲法違反であり、いかなる場合であっても導入する余地はありません。

アメリカの戦争に巻き込まれるようなことは絶対にありません。新たな日米ガイドラインの中にも、はっきりと書き込んでいます。

日本が武力を行使するのは、日本国民を守るため。これは、日本とアメリカの共通の認識であり

ます。

安保条約を改定したときにも、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しましたが、そうした批判が全く的外れなものであったことは、既に歴史が、皆さん、証明しています。

したがって、戦争法案という批判は、全く根拠のない、無責任かつ典型的なレッテル張りであり、恥ずかしいと思います。

国民の命と平和な暮らしを守り抜く、その決意のもと、日本と世界の平和と安全をより確かなものとするための法案が、平和安全法制であります。

昨年七月の閣議決定に関し、解釈改憲、立憲主義の逸脱といった批判は全く当たらないと考えているかどうかとお尋ねがございました。

昨年七月の閣議決定における憲法解釈は、我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来の、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものであります。

また、そもそも、昭和四十七年の政府見解のうち、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとする部分は、昭和三十四年の砂川事件の、我が国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないとの最高裁判決で示された考え方と軌を一にするものであります。

昨年の閣議決定では、国民の命と幸せな暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置が許されるという、従来の憲法解釈の基本的考え方を変えるものではないことから、憲法の規範性を何ら変えるものではなく、立憲主義に反するものではない

ありません。

したがって、御指摘のとおり、昨年の閣議決定について、解釈改憲、立憲主義の逸脱という批判は全く当たらないと考えます。

海外派兵についてお尋ねがありました。

政府としては、従来より、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解しています。

ただし、機雷掃海については、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為です。

このため、外国の領域で行うものであっても、必要最小限度のものとして、新三要件を満たすことはあり得るものと考えています。

後方支援及び国会承認の意義と仕組みについてお尋ねがありました。

我が国や国際社会の平和と安全が違法な武力の行使により脅かされているような場合に、諸外国が行う正当な武力の行使を支援することは、その事態の拡大を防止し、事態の收拾を図るためのものであり、我が国と国際社会の平和及び安全の維持のために極めて重要であります。

一方、このような外国の軍隊への支援を行う場合には、民主的統制の観点から、国会の関与が極めて重要であると考えております。

このため、国際平和と支援法においては、国際の平和及び安全に寄与する目的で自衛隊を海外に派遣するための一般法であることに鑑み、自衛隊による対応措置の実施について、例外なく国会の事前承認を必要としています。

重要影響事態法においては、我が国の平和と安全の確保を図るためには、即時の対応が必要と判断されるような時間的余裕がない場合も想定されることがから、現行法と同じく、緊急の必要がある

場合には事後承認によることができることとしています。ただし、これは例外的なものであり、原則は、対応措置の実施前に国会の承認を得なければならないとしています。

このような国会の承認に係る御判断は、憲法と法令に従い、我が国の国益に照らして主体的に行われるものと考えています。

自衛隊員のリスクについてお尋ねがありました。

なぜ平和安全法制を整備するのか、それは、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなり、我が国にとって、そして国民にとって、リスクが高まっているからであります。

国民の命と平和な暮らしを守るため、切迫のない法制をつくり、そして日米同盟を強化する、それにより抑止力が高まれば、日本が攻撃を受けるリスクは一層下がると考えています。

そして、自衛隊員の任務は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことです。今後とも、この任務には一切変わりはありません。

我が国有事は言うに及ばず、PKOや災害派遣など、これまでの任務も命がけであり、自衛隊員は限界に近いリスクを負っています。

法制の整備によって付与される新たな任務も、従来どおり命がけのものです。そのため、法制の中で、隊員のリスクを極小化するための措置をしつかりと規定しています。

具体的な申し上げれば、部隊の安全が確保できないような場所の後方支援を行うことはなく、また、万が一、自衛隊が活動している場所やその近傍で戦闘行為が発生した場合などには、直ちに活動を一時休止または中断するなどして安全を確保することとしています。

もちろん、それでもリスクは残ります。しかし、それはあくまでも、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために自衛隊員に負ってもらうものであります。

他方、リスクの存在を認識しているからこそ、

自衛隊員は、高度の専門知識を養い、日々厳しい訓練を行っています。みずから志願し、危険を顧みず職務を遂行することを宣誓したプロとして、危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減しています。これは今後も変わりありません。

法整備により得られる、国全体の、そして国民のリスクが下がる効果は非常に大きいと考えています。このような判断を踏まえて、平和安全法制の整備を行うべきと考えているものであります。存立危機事態とはどのような事態なのかについてお尋ねがありました。

存立危機事態の典型例や具体例をあらかじめ包括的に示すことはできませんが、その上で、存立危機事態に該当し得る例を挙げるとするならば、次のようなものが考えられます。

例えば、我が国近隣において、我が国と密接な関係にある他国、例えば米国に対する武力攻撃が発生した。その時点では、まだ我が国に対する武力攻撃が発生したとは認定されないものの、攻撃国は、我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有しており、その言動などから、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている状況にある。他国の弾道ミサイル攻撃から我が国を守り、これに反撃する能力を持つ同盟国である米国の艦艇への武力攻撃を早急にとめずに、我が国に對する武力攻撃の発生を待つて対処するのでは、弾道ミサイルによる第一撃によって取り返しのつかない甚大な被害をこうむることになる明らかな危険がある。このような場合が考えられます。

現在の安全保障環境においては、こうした状況のもと、我が国の防衛のための自衛の措置として、退避する邦人の輸送を含め、事態の拡大防止や早期収拾のために活動している米艦船の防護、米軍に対する支援、停船検査等を実施する必要性が生じる場合があると考えていますが、こうした措置は、これまでの憲法解釈のもとで定められた現行法制では対応できないものであります。いずれにせよ、いかなる事態が存立危機事態に

該当するかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して、新三要件に照らし、客観的、合理的に判断します。

その上で、国の存立の基盤である経済が脅かされるかどうかについても判断の対象になります。が、単に、国際紛争の影響により国民生活や国家経済に打撃が与えられたことであるとか、ある生活物資が不足することのみをもって存立危機事態に該当するものではありません。

存立危機事態については、あくまでも、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生を前提とした上で、例えば、石油などのエネルギー源の供給が滞ることにより、単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフラインの途絶が起こるなど、国民生活に死活的な影響、すなわち国民の生死にかかわるような深刻、重大な影響が生じるかを総合的に評価し、存立危機事態に該当するかを判断するものであります。

周辺事態の概念と地理的制約についてのお尋ねがありました。政府は、従来より、周辺事態について、事態の性質に着目した概念であって、地理的概念ではないと説明してきました。この点については、重要影響事態においても何ら変更はありません。

一方、周辺事態安全確保法の制定時においては、当時の安全保障環境に照らして、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が生起する地域にはおのずと限界があり、中東、インド洋において生起することは、現実の問題として想定されないとしてきました。

しかし、安全保障環境が大きく変化した現在においては、これらの地域についても、重要影響事態が生起する地域からあらかじめ排除することは困難であると考えています。なお、今般の法改正においては、周辺事態という表現は地理的概念と誤解されるおそれがあるこ

とから、重要影響事態と改めたものであります。国際平和と支援法の必要性や具体的利点についてお尋ねがありました。

国際平和と支援法は、国際社会の平和及び安全を確保すべく活動している諸外国の軍隊等に対し、国際社会の一員として、補給、輸送などの協力支援活動や捜索救助活動等を行うことを可能とするために必要となるものであります。

将来、具体的な必要性が発生してから改めて立法措置を行うよりも、自衛隊の活動根拠をあらかじめ定めておく方が、平素より各国とも連携した情報収集、教育訓練が可能となり、その成果を基本的な体制整備に反映することができそうです。

また、既に派遣のための法的根拠が存在しているため、活動内容、派遣規模といった二点を確定するための現地調査や各国との調整を迅速に実施できます。

これにより、我が国として、国際社会の平和及び安全に主体的かつ積極的に寄与していくとの意思を目に見える形で表明するとともに、実際の支援活動もより迅速に行うことが可能となり、特措法で対応するときよりも効果的になると考えます。

P・K・O法の改正についてお尋ねがありました。御指摘のありましたISAFは既に活動を終了しており、今日の視点で、改めて当時のアフガニスタンの状況を再現して、新たな基準に基づいて再評価を行うことは困難です。

その上で、一般論として申し上げれば、今般新法に規定するいわゆる安全確保業務を実施する場合においては、参加五原則が満たされており、かつ、派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意が業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることが前提となります。

また、いわゆる安全確保業務は、防護を必要とする住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止、その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護を行うものです。

したがって、このような活動を超えて、御指摘のタリバンをせん滅、掃討するような活動を行うことはできない仕組みとなっています。

なお、いわゆる安全確保業務における武器使用権限において、危害を与える射撃が認められるのは、正当防衛または緊急避難に該当する場合に限られることは言うまでもありません。

本法案で目指す日本の姿と、法案成立に向けた決意についてお尋ねがありました。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であります。

平和安全法制は、御指摘のとおり、憲法の平和主義の理念など、守り抜く伝統は維持し、国家と国民の安全と繁栄を守り、世界の平和と安全を確かなものとするものです。そして、人間の安全保障を含む積極的平和主義のさまざまな取り組みと相まって、子供たちに平和な日本を引き継ぎ、未来を創造するものであります。

戦後七十年の平和国家としての歩みと、自由で、民主的、人権をたつとび、法の支配を守り続けてきた日本の歩みに自覚を持ち、国民の皆様とともに新たな時代を切り開いていきたいと考えております。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる事態に對して切れ目のない備えを可能にする平和安全法制が不可欠であります。

多くの国民の皆様が法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、国会審議においてもわかりやすく丁寧な説明を心がけ、今国会における確実な成立を期してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 枝野幸男君。
〔枝野幸男君登壇〕
○枝野幸男君 私ども民主党は、平成二十二年、動的防衛力構想に基づく防衛大綱の抜本改定を行い、自衛隊の配置や装備などについて大幅な転換に着手しました。

領土や領海を守る上で現実に最も重要なのは、自衛隊の体制や訓練などです。

にもかかわらず、一九八九年のベルリンの壁崩壊から二十年もの間、一九七六年、すなわち米ソ冷戦下に定められた基盤的防衛力構想とこれに基づく配置や装備などが、若干の修正はあつても、基本的に維持されてきたのです。それを、安全保障環境の変化に対応して抜本的に改め、南西方面の島嶼防衛やミサイル防衛、そしてテロ対策を重視した防衛力構想へと、現実的に転換したのは民主党政権であるということを描いておきたいと思ひます。

さらに、私たちは、昨年の臨時国会において、現実の島嶼防衛における……（発言する者あり）

○議長（大島理森君） 御静粛に願ひます。

○枝野幸男君（総） 法のすき間を埋めるべく、領域警備法案を提出しました。

民主党は、領土、領海を守るため、引き続きこのように地に足をつけた現実的政策を推進していくことを、冒頭申し上げておきます。（拍手）

さて、安全保障環境の変化を踏まえ、我が国の領土、領海を守る上で最も重要かつ喫緊な課題は、特に南西方面の島嶼防衛に万全を期することです。そのために、海上保安庁や警察と自衛隊との役割分担や連携に、一分のすきもない体制をつくらなければなりません。

この点についての対応を運用改善にとどめ、必要とされる法整備を先送りしたのでは、真に自国の防衛を図ることにはつながらないのではないのでしょうか。逆に、集団的自衛権の部分容認などによって、島嶼防衛に一体どのような効果があるのでしょうか。

PKOなどの国際貢献の重要性は否定しませんが、しかし、まずは、主権国家として、自国の領土や領海にかかわる法整備こそが優先的であるはずで

ずです。抑止力が高まることについて先ほどの答弁でいろいろおっしゃっていましたが、今回の法改正

で、日米安保条約に基づく米軍の負担、責任がふえているのでしょうか。米軍の負担、責任は、何も変わっていません。これで抑止力がどうして高まるのか、総理の明確かつ具体的な答弁を求めます。

今回提案されている法案は、いずれもその名称や条文に、平和という言葉が多用されています。過日設置された特別委員会の名称も、与党のごり押しによって、平和安全法制に関する特別委員会とされました。

昭和十二年、盧溝橋事件における政府声明は、東亜の平和の維持を掲げていました。昭和十六年、日米開戦時の宣戦の詔書は、東亜永遠の平和を確立とされています。

我が国だけではありません。ベトナム戦争における米国両院合同決議、いわゆるトンキン湾決議は、東南アジアにおける国際平和と安全の維持が国益と国際平和にとって死活的であるとして、本

格介入を承認しています。平和のためという大義名分は、戦争を正当化する

ための方便として使われてきたのであり、平和が強調されている場合には、眉に唾をつけて受けとめるべきというのが歴史の教訓であります。

法案の中身を率直に受けとめるなら、国際軍事協力法案とも称するのが正直な姿勢であります。今回の不誠実なネーミングは、誰のアイディアと責任で決められたのでしょうか。こうしたこと

くなやり方が、国民の理解と信頼を得る上で、適切だと考えているのでしょうか。総理にお尋ねをいたします。

いわゆる新三要件では、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることという曖昧な主観的要件によって、政府による恣意的判断の可能性が著しく拡大しています。

力攻撃の着手をどの時点で認定するのかという判断には、若干の主観的評価が残るものの、恣意的判断の余地はほとんどありません。しかし、既に、これまでの議論においても、経済的理由が根底から覆される事態に当たり得るのか否かについて、与党内においても、日によってばらばらの認識が示されてきています。総合的判断という言葉は、要するに、政府の裁量に任せてくださいと言ふに等しく、幅広い裁量の余地が存在することを、政府みずから認めているにほかなりません。

存在が脅かされ、根底から覆されるというのは、いかなる事実に基づき、いかなる基準で判断されるのか。さらには、明白な危険の判断基準はどうなのか。総合的判断という抽象的で無責任な答弁ではなく、法的な根拠を含めて、具体的な判断基準を示すよう、総理に求めます。

総理は、岡田代表との党首討論において、一般に、武力の行使や戦闘行為を目的として海外の領土や領海に入っていくこととはしない、機雷の除去は例外である旨答弁されました。また、その根拠として、新三要件の中の必要最小限を挙げています。

しかし、新三要件に言う必要最小限とは、国際法上の概念と基本的に一致するものではないのでしょうか。国際法上、必要最小限とは、武力行使の態様が相手の武力攻撃の態様と均衡がとれたものでなければならぬという、均衡性を意味します。すなわち、相手国による攻撃との均衡上、その領土や領海に入っていくことも必要最小限の範囲に含まれる得る、場合によっては、軍事施設に対する空爆なども可能になるのではないのでしょうか。外務大臣の明確な答弁を求めます。

そもそも、なぜ機雷の除去だけが例外なのでしょう。国際法上、機雷の除去のような軍事行動を受動的かつ限定的な武力行使であるとして、他の武力行使と区別して扱っている事例があるのか、外務

大臣にお尋ねします。

戦時下である限り、相手国から見れば、機雷の除去も、敵対的武力行使にほかなりません。機雷の除去が受動的かつ限定的だからとして、相手国が空爆や地上戦と区別してくれるとも思っていないのでしょうか。中谷大臣にお尋ねします。

限定的な集団的自衛権行使が必要な想定として、しばしば、中東ホルムズ海峡が機雷によって通航不能となり、原油の輸入が滞るケースが挙げられます。

しかし、機雷の除去は、相手国による妨害が予想されない事態でなければ、実施することができません。当該海域におけるタンカーなどの通航が可能となるためには、まずは、当該地域の制海権や制空権を確保し、安全に機雷を除去できる状況をつくり出すことが前提です。

この場合に、安全が確保されれば機雷除去を行うけれども、その前提となる、制海権や制空権を確保するための行動は行わないなどという法制上の根拠は、どこにあるのでしょうか。

機雷の除去が必要最小限の行為として認められるならば、機雷除去のために必要不可欠な行為、すなわち、制海権、制空権確保のための行為として、相手国の軍事施設に対する爆撃なども、必要最小限に入るのではないのでしょうか。中谷大臣に答弁を求めます。

中谷大臣はこれまで、新三要件に合致すれば、敵基地攻撃を含めて、他国領域での集団的自衛権の行使が可能であると明言してきました。本法案の条文を見る限り、これが正しいんだと思ひます。総理の、一般に、武力の行使や戦闘行為を目的として海外の領土や領海に入っていくこととは

ないという趣旨の発言は、これと矛盾し、世論をミスリードする発言です。総理に、政府としての統一見解を求めます。

これまでの後方支援は、非戦闘地域での活動に限定されてきました。ところが、本法案では、実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われる

ことがないと思われれる地域という限定が取り除かれ、現に戦闘が行われている現場でなければ活動できる規定になっています。

これまでの要件でも、派遣部隊の安全が十分に確保されたとは言えませんでした。例えば、サマワのイラク復興支援部隊の宿営地にはしばしば迫撃砲やロケット弾が着弾し、人的被害がなかったのは奇跡的だったと伝えられています。サマワの宿営地に敵の迫撃砲やロケット弾が着弾した回数、中谷大臣にお尋ねします。

前線部隊に対する攻撃よりも、脆弱な兵たん部隊を狙い、補給路を断つべしというのは、古来、戦略、戦術の基本中の基本です。中谷大臣に、この点の認識をお尋ねします。

現に戦闘行為が行われていなくても、次にどこで戦闘行為が行われるかを予測することは困難であり、自衛隊の協力支援部隊が活動すれば、むしろ、その補給兵たん部隊こそが最も狙われる場所になります。その場所に自己保存型の武器使用権限のみで部隊を送るというのは、自衛官の皆さんに対して余りにも無責任です。これで、あなたの後輩である自衛官のリスクが本当に高まらないと断言できるのか、中谷大臣にお尋ねします。

法案には、現場の判断で活動を休止できるという規定もあり、これを根拠に、支援部隊の安全は確保できると説明されています。しかし、これこそ空理空論のきわみであります。

補給や輸送は、受け入れ部隊との密接な連携協力のもとになされます。前線が必要とされている輸送や補給という重要な業務を、任務の途中で放り投げ、自分たちだけ逃げるというのでは、相互の信頼関係は成り立ちません。初めから、法制上できないことはできない旨を明確にする方が、ずっとましです。このような中途半端なやり方は、自衛官の皆さんに大変な困難と危険を負わせる一方、自衛隊の国際的信用を失うことにつながりかねません。中谷大臣の認識をお尋ねいたします。

憲政の神様と仰がれた尾崎行雄翁は、大正六年、「憲政の本義」という著書の中で、次のように述べています。すなわち、衆議院にしていやしくも立憲議定の府ならんや、賛否の議論、いまだ半ばに至らざるに当たつて、討論終結の聲、既に四方に沸く、我が国には表決堂ありて議事堂なしと。

本法案に関しては、国会提出もなされていない段階にもかかわらず、総理みずから、成立時期を他国の議会において断言されました。与党からは、審議時間について八十時間程度との発言が再三にわたつてなされてきました。議論、いまだ半ばに至らざるどころか、議論、いまだ始まりずしてこの始末です。

本法案は、形式的には二本ですが、実質は、十一本の法案を強引にまとめたもので、その論点は多岐にわたります。その全てが、自衛官の皆さんを初めとする、人の命にかかわる論点です。野田翁の指摘から百年を経ようとしている今、再び本院は表決堂とのせりに甘んじることになるのか、それとも、堂々たる立憲議定の府たり得るのかが問われているのであります。慎重の上にも慎重を期し、期限を定めず、十分な審議がなされることを強く求めます。

昭和十五年のいわゆる反軍演説に対し、男性のみとはいえ、普通選挙により民主的に選ばれたたはずの本院は、賛成二百九十六、反対七という圧倒的多数で斎藤隆夫議員を除名いたしました。

民主的なプロセスに基づいていたとしても、いつときの多数が大きく道を誤ることがあり得るというのは、かつてヒトラーへ全権委任を議決したドイツの経験だけではありません。我が国自身も、わずか七十五年前に経験をしているのであります。だからこそ、民主的に選ばれた多数派といえども、憲法に拘束されるという立憲主義が重要なのであります。

本法案は、立憲主義に反する恣意的な憲法解釈の変更をいつときの議会多数をもって正当化しようとするものであり、立憲主義と民主主義の真つ当な理解からは、到底許されないものであります。

立憲主義を破壊する法案を数の力で押し切ろうとするならば、斎藤議員の除名に賛同した当時の本院議員たちと同様、遠からず歴史に断罪されるであろうことを同僚議員諸氏に強く警告いたします。

最後に、賢者は歴史に学ぶと言われます。総理には、安保闘争などのみずからの幼少時の経験だけでなく、大正から昭和の初期にかけての歴史に真摯に向き合い、ポツダム宣言は当然のことながら、尾崎行雄翁や斎藤隆夫議員などの姿勢をしつかりと学ばれんことを強くお勧め申し上げます。質問を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 議員諸君に申し上げます。質疑者の発言、答弁者の発言が国民の皆様方にしつかりと伝わるようにし、また、諸君にしつかりと聞かせるようにするために、静粛な議論、しつかりした議論を望みます。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 枝野議員にお答えいたします。

我が国の領土、領海を守るための関係省庁間の連携に関する法整備の必要性についてお尋ねがありました。

政府においては、五月十四日、武力攻撃に至らない侵害に際し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、我が国の領海及び内水で外国軍艦が国際法上の無害通航に該当しない航行を行う事態、武装集団が我が国の離島に不法上陸する事態、外国船舶が公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う事態について、海上警備行動、治安出動等の発令に係る手続の迅速化のための閣議決定を行ったところであります。

また、さまざまな不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関がおのおのの対応

能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化するほか、各種の訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取り組みを一層強化していくこととしています。

これらにより、現下の安全保障環境において、武力攻撃に至らない侵害に際し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための体制を整備したところであり、現時点では、新たな法整備が必要であるとは考えておりません。

集団的自衛権の行使の限定容認などによる島嶼防衛への効果についてお尋ねがありました。具体的な例を申し上げれば、海上警備行動等の下命令の迅速化に関する閣議決定により、島嶼部に対する不法行為に対しても、切れ目のない十分な対応を確保するための体制が整備されております。

また、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態への対応についても、関係諸国と連携しつづ、しつかりと対応することによって、このような事態が、島嶼部を含む我が国への攻撃に発展することを防ぐことができます。

さらに、存立危機事態においても、新三要件を満たす場合に、集団的自衛権の行使が限定的に容認されることにより抑止力が高まり、このような事態が、島嶼部を含む我が国への攻撃に発展することを防ぐことができます。

このように、平和と安全法制を整備することなどにより、いかなる事態に対しても切れ目のない対応が可能となり、また、日本が危険にさらされたときには、日米同盟が完全に機能します。このことを世界に発信することによって、抑止力はさらに高まり、日本が島嶼部を含め攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えています。

平和と安全法制の名称についてお尋ねがありました。国民の命と平和な暮らしを守り抜く、その決意のもと、日本と世界の平和と安全をより確かなも

平成二十七年五月二十六日 衆議院會議録第二十八号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に
対する枝野幸男君の質疑

一〇

のとするために国会に提出した法案が、平和安全法制であります。

したがって、今回の法案の目的は、我が国と国際社会の平和と安全の確保という点に集約されております。

このような法案の趣旨、目的を踏まえ、平和安全法制との名称は、政府としては非常に適切なものと考えております。

法案の名称は、政府部内で内容を協議していく中で定まったのですが、政府として法案を提出した以上、その責任は総理たる私にあります。

いずれにせよ、多くの国民の皆様は、法案の趣旨を理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、法案の国会審議においても、わかりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

新三要件の判断基準についてお尋ねがありました。

新三要件に言う、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままで、すなわち、その状況のもと、武力を用いた対処をしなれば、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる状況であります。

今回の法整備では、これを存立危機事態として規定しております。

いかなる事態がこれに該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることが困難ですが、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、

国民がこうむることになる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなります。

存立危機事態に至ったときは、政府は、事態対処法改正案第九条に基づき、事態の経緯、事態が存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由等を明記した上で対処基本方針を策定し、これについて、直ちに国会の承認を求めることとしていきます。

このように、今回の法整備においては、事態が存立危機事態であるか否かの判断を含め、我が国としての事態への対処について、厳格な基準のもとで、政府が判断することのみならず、国会の御判断もいただき、民主主義国家として適切に判断される仕組みを設けているところであります。

海外派兵についてはお尋ねがありました。政府としては、従来より、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解しております。これは、従来から一貫した答弁であります。

先日の党首討論では、この海外派兵の一般禁止という従来の見解を申し上げたものであります。繰り返して申し上げておきたいのは、自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加することは、明らかに、必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されません。

他方、機雷掃海については、一般にということの外と申し上げたように、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為です。このため、外国の領域であつても、新三要件を

満たすことはあり得るものと考えています。

したがって、私の発言が事実誤認であるとか世論をミスリードするといった御指摘は、全く当たりにません。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇)

○国務大臣(岸田文雄君) まず、新三要件の第三要件に言う必要最小限度の意味についてお尋ねがありました。

新三要件の第三要件に言う必要最小限度とは、国際法の用語で言う均衡性を意味するものです。

が、同時に、我が国に対する武力攻撃、または我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険を予り出している我が国と緊密な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、そして、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度を意味するものです。

その意味において、これによつて我が国の憲法上認められる武力行使の態様は、必ずしも、他国が自衛権に基づき行うものと完全に一致するわけではなくと考えております。

いずれにせよ、自衛隊が、武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘、すなわち、一般の方々が思い浮かべるような、敵を撃破するように大規模な空爆や砲撃を加えたり、敵地に攻め入るような行為に参加することはありません。

そして次に、国際法上、機雷除去を他の武力行使と区別して扱った事例についてお尋ねがありました。

武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に禁止されます。

機雷掃海については、性質上、あくまでも受動的かつ限定的な行為であり、新三要件に該当する場合には、外国の領域で武力の行使を行うことが

憲法上許容される一つの例として挙げられたものです。

御指摘のように、国際法上、機雷除去のような軍事行動を受動的かつ限定的な武力行使であるとして他の武力行使と区別して扱っている事例として論じられているものがあるとは承知しております。この違いは何かということでありますが、

この違いは、我が国が我が国の憲法上許容される武力行使を、国際的に見ても他に例がないほど極めて厳しく制限している結果であると考えます。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇)

○国務大臣(中谷元君) 枝野議員にお答えいたします。

機雷除去についてお尋ねがありました。

機雷掃海は、水中の危険物から民間船舶等を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものであり、その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為であつて、一般の方々が思い浮かべるような、敵を撃破し、制海権や制空権を確保するために大規模な空爆や砲撃を加えたり、敵地に攻め入るような行為とは異なります。掃海艦艇は外部からの攻撃には非常に脆弱であるため、戦闘が現に継続しているような現場では機雷掃海を円滑に行うことは困難です。

他方、自衛隊が、武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘、すなわち、さきに述べたような行為に参加することは、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上認められるとは考えておりません。

いずれにしても、新三要件を満たした場合に行う機雷掃海は、あくまでも我が国を防護するためのやむを得ない自衛の措置として行うものであり、相手国の意図にかかわらず、憲法上も国際法上も正当なものでございます。

次に、機雷の除去に当たつて、制海権や制空権を確保するための行為についてお尋ねがありました。

一旦敷設された機雷は、掃海によつて除去しない限りいつまでもそこにあり続けることから、新三要件を満たす場合には、我が国として、みずから掃海を行う必要があります。

機雷掃海は、その性質上、あくまでも受動的かつ限定的な行為です。ただし、掃海艦艇は外部からの攻撃には非常に脆弱であるために、戦艦が現に継続しているような現場では、機雷掃海を円滑に実施することは困難です。

機雷掃海を行うことができない状況においても、例えば、共同対処する他国軍の作戦などにより相手方の軍の活動が抑えられることを期して、共同対処する他国軍と調整しながら、安全を確保しつつ機雷掃海を実施できる状況をつくり出すため、後方支援などの努力を最大限に行うこととなります。

なお、戦況は一般に千差万別でかつ流動的であり、制海権、制空権を敵に常に押さえられ、安全が全く確保できない状況が長時間続くといった仮定を置くことは適切ではありません。戦況が変化して、安全を確保できる状況となった場合は、機雷掃海を行うこととなります。

いずれにせよ、自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘、すなわち、一般の方々が思い浮かべるような、敵を撃破し、制海権や制空権を確保するために大規模な空爆や砲撃を加えたり、敵地に攻め入るような行為に参加することは、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上認められるとは考えていません。

次に、サマワ宿営地への迫撃砲等の着弾回数についてお尋ねがありました。

陸上自衛隊の部隊が派遣されていた平成十六年一月から平成十八年九月までの間、サマワ宿営地内にロケット砲弾によるものと思われる弾着痕等が四回発見されました。隊員に人的被害は発生せず、無事に任務を終了しました。

次に、後方支援等を行う部隊に対する攻撃についてお尋ねがありました。

重要影響事態法や国際平和支援法に基づき実施する補給、輸送などの支援活動は、その性質上、そもそも戦闘の前線のような場所で行うものではなく、危険を回避して、活動の安全を確保した上で実施するものです。法律上も、部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定することとしています。

具体的には、部隊の安全等を考慮して、今現在戦闘行為が行われていないというだけではなく、自衛隊が確実に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定することとなります。

活動する部隊は、みずから収集した情報や、支援対象国やともに活動する外国の軍隊等から得られた情報等を踏まえ、常に安全の確保に留意をして活動することとなりますが、万が一、状況の変化により、自衛隊が活動している場所が現に戦闘行為が行われている現場となる場合には、活動を休止または中断することとなります。このため、戦闘に巻き込まれるということはありません。

また、我が国が補給、輸送などの支援活動を行うい得る対象となる外国の軍隊の活動は、日米安保条約や国連憲章の目的の達成に寄与する正当なものであり、このような支援活動を行う自衛隊の部隊等に対する武力の行使は、国際法上正当化することではできません。

支援活動と自衛官のリスクについてお尋ねがありました。

繰り返しになりますが、重要影響事態法や国際平和支援法に基づき実施する補給、輸送などの支援活動は、その性質上、そもそも戦闘の前線のようない場所で行うものではなく、危険を回避して、活動の安全を確保した上で実施するものです。その上で、不測の事態に際して、自分や自分と

ともに現場に所在する自衛隊員などの生命や身体防護のためのやむを得ない必要がある場合には、武器を使用することが可能です。これにより、派遣された自衛隊員等の安全を確保しつつ、活動を適切に実施することができると考えています。

最後に、支援活動における他国との信頼関係についてお尋ねがありました。

重要影響事態法及び国際平和支援法においては、これらの法律に基づき実施される補給、輸送などの支援活動に関し、円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合には、防衛大臣は活動の中断等を命じなければならないとしております。

これは、支援活動が、その性質上、そもそも戦闘の前線のような場所で行うものではなく、危険を回避して、活動の安全を確保した上で実施するものであることも踏まえて設けられた枠組みであり、我が国のみが特異な行動をとるといったことはありません。自衛隊の活動が我が国の法令に基づき実施されることは当然であり、これは他国にあっては同様のことです。

このような観点から、関係国に我が国の法令の内容を事前に十分説明し、理解を得ておくことが重要な要素と考えており、仮に、我が国が我が国の法令に基づき活動を中断したとしても、それをもつて他国との信頼関係が損なわれるということとは考えておりません。

この点、ゴラン高原のPKO、UNDOFについて、民主党政権下である平成二十四年に、シリア情勢の悪化に伴って、我が国の要員の安全を確保しつつ、意義のある輸送活動を続けるということとは困難との理由から、派遣部隊を撤収させることとしたが、この際も、国連や関係国への十分な調整により、国連やその他の関係国との信頼関係を損なうことなく活動を終了いたしました。以上です。(拍手)

○議長(大島理森彦) 太田和美君。

〔太田和美君登壇〕

○太田和美君 維新の党の太田和美です。

私は、維新の党を代表して、ただいま議題となりました安全保障関連二法案につきまして、安倍内閣総理大臣に質問をいたします。(拍手)

日本を取り巻く極東の軍事バランスと、世界の安全保障情勢が近年大きく変化している中で、我が国の存立と国民の生命や財産を守るため、また、国際社会の平和と安全に向けた責務を果たしていくために、安全保障体制構築の必要性については一定の理解を示すところであります。

しかしながら、その守るべき国民の皆さんの中で、今回の法改正に対する不安がピークに達しているということを総理は本当に理解されているのでしょうか。

先週末、二十三、二十四両日に毎日新聞が実施した全国世論調査では、集団的自衛権の行使など、自衛隊の海外での活動を広げる安全保障関連法案について、反対との回答が五三％で、賛成の三四％を大きく上回っております。安保法案を今国会で成立させることにしても、反対が五四％を占め、賛成は三二％。同じ与党内の公明党支持層でも、いずれも反対が賛成を大きく上回っております。これまでの他社の世論調査でも同様です。さきの大戦のみならず、これまで我が国がかかわってきた全ての戦争でもそうであったように、大抵、自国の防衛という名目がその戦いの端緒となるのが歴史の教訓であります。

今回の法改正では、そういつた国家権力の行使や暴走に対して歯どめをかけられているのか、これによつて再び我が国に戦争の惨禍が起るのではないのか。戦後の安保政策を大転換させ、国の形を変える今回の法改正議論において、国民の不安を払拭し、歴史の審判にたえられる議論によつて、現在の国民のみならず次世代への責任を果たすことができるのか。今、国権の最高機関たる国

会に籍を有する全ての議員の判断が問われております。

期限を夏までと決めて先を急ぐ安倍総理は、本
当に国民の皆さんの不安の声に耳を傾けていると
言えるのでしょうか。

さらに、今回の安全保障法制の整備について
は、女性の視点からも考える必要があります。

現在の安倍内閣では、四名の女性閣僚が登用さ
れるとともに、女性の活躍推進に取り組んでおら
れます。

今国会の施政方針演説において安倍総理は、戦
後以来の大改革の一つとして女性活躍を挙げ、私
は、女性の力を強く信じます、家庭で、地域で、
社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全
ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝
くことのできる社会をつくり上げてまいりますと
述べられております。

私は、このような安倍総理の女性の活躍を推進
する取り組みには、賛同し、支持するものであり
ます。

しかし、安倍総理、さきの米国議会における演
説で、紛争下、常に傷ついたのは女性でした、私
たちの時代にこそ、女性の人権が侵されない世の
中を実現しなくてはなりませんとも述べられてい
るではありませんか。にもかかわらず、今回の法
制の整備については、特に、女性の理解も得られ
ているとは言える状況にはありません。

先ほど指摘した毎日新聞の世論調査で、反対五
三％、賛成三四％と指摘いたしました。女性だ
けだと、反対が五六％にふえ、賛成はたった二
四％にしかすぎません。

また、昨今掲載された記事によると、麻生副総
理の派閥所属議員の奥様に、今回の法改正の役所
の担当者が説明したところ、全く理解をされな
かったという話まで出ております。

世の女性たちが、夫を、家族を、子供たちを戦
争に巻き込またくないという思いや不安を抱くの
は当然のことです。御自身の奥様にすら理解いた

だけないものを国民に理解いただくということ
は、並大抵のことではありません。

総理、今回の法整備は、国民、野党の声に耳を
傾けながら、女性が紛争で傷つくことのないもの
に仕上げていくことが必要であると考えますが、
こうした声に耳を傾けていくつもりがあるのか
どうか、安倍総理の見解をお伺いいたします。

我が国は、さきの戦争の反省に基づき、憲法第
九条のもとで、紛争当事者にならないことだけ
はなく、紛争の一方に加担することのない外交・
安全保障政策をとってまいりました。多額のODA
を供与し、国際社会から高い評価を受けてきま
した。

また、長い審議の結果成立したPKO法に基づ
く自衛隊によるPKO活動も高い評価を受けてい
ます。さらに、米国同時多発テロ後にはテロ対策
特措法を成立させ、インド洋上で補給支援活動
を行い、イラク戦争後はイラク人道復興支援法を成
立させるなど、これまで長い議論と国民的理解を
積み重ねて外交・安全保障政策を築いてまいりま
したが、今回、安倍政権は、これまでのよき伝統
や議論の積み重ねを無視し、憲法改正がなければ
不可能としてきた集団的自衛権の行使について
国会での議論を経ないまま、閣議決定だけで憲法
解釈を変更し、既成事実をつくつてしまいました
。

その後、その新しい憲法解釈に基づくガイドラ
インを米国側と先行合意し、次いで、その根拠と
なる法案を今国会に後づけで認めさせようとして
おります。

これでは、国民的合意のない恣意的な憲法解釈
を許し、憲法の信頼性も傷つけてしまいます。総
理は、立憲主義をどのようにお考えでしょうか。
お答えください。

我が国は、日米安保条約に基づき、米軍に基地
を提供しています。さらに、在日米軍駐留経費の
一部を昭和五十三年度から日米地位協定の範囲内
で負担し始め、昭和六十二年度からは、日米地位

協定の特則である特別協定を締結して、駐留軍等
労働者の基本給や訓練移転費、光熱水料等の負担
を負っています。我が国は、既に日米安保条約に
よる義務以上の負担を担っているのです。

それにもかかわらず、近年、中国の海洋進出が
著しく、尖閣諸島周辺でも中国公船が領海侵犯を
繰り返している中で、こうした中国の脅威に対抗
するために、政府は、今回、米側の期待に最大限
応えることで同盟の深化を進めようとしていま
す。

過去二回のガイドラインの改定が米側から提案
されたのに対し、今回の改正や安保法制見直し
が日本側から提案されたことは、こうした日本政
府の立場を反映したものと言えますが、我が国が担
うべき負担のあり方を含め、日米関係の現状に対
する評価と日米両国による国際貢献の今後の姿に
ついて、総理の考えをお伺いいたします。

自民党は、衆議院の特別委員会が審議時間を八
十時間と考えているようです。また、安倍総理
は、訪米の際に行つた演説で、この夏までに成就
させますと述べられました。

しかし、先ほど触れました衆議院の特別委員会
でのPKO法案の審査では、審査時間こそ八十七
時間四十一分でしたが、三国会にまたがって審査
が行われました。

今回の安全保障法制の整備は、間違いなく、戦
後の我が国の安全保障政策のみならず、日本とい
う国家のあり方を大きく変える分岐点になりま
す。

このような法案審査に当たっては、ゆめゆめ、
審査時間ありき、成立時期ありきではなく、議論
を尽くした結果として、国民、特に女性の理解が
得られるようになったときに初めて採決が行われ
るべきだと考えます。

安倍総理には、決して与党に審査の強行を促す
ことはしないというお約束をしていたのだと思い
ますが、いかがでしょうか。お答えください。

法律案については、さまざまな論点がありま
す。これまでできないとされてきた、集団的自衛
権に基づく武力行使ができる状況、すなわち存立
危機事態とは一体どのようなものなのか、自衛隊
は地球の裏側でも武力を行使することになるの
か、今回の改正により拡大される自衛隊の武器使
用によつて、平和に貢献するつもりが紛争を助長
することにならないのか、また、我が国が紛争に
巻き込まれることはないのかなど、疑問は尽きま
せん。

そこで、多くの論点の中で、まずは、我が国に
よる武力行使の歯どめについてお伺いをいたしま
す。

自衛隊を海外に派遣するに際しては、海外派兵
を行つてはならないという憲法上の大原則があ
り、安倍総理もこの原則を尊重する旨答弁をして
おります。そのため、湾岸戦争のような事態で
は、戦闘に参加することはないとしています。

また、さきの党首討論でも、外国の領土に上陸
をしていつて戦闘行為を行うことを目的に武力行
使を行うということはありませんし、あるいは、
大規模な空爆をともに行う等々のことはないと
述べられました。

しかし、憲法上許されているのは、武力行使の
目的を持たないで部隊を他国へ派遣することだ
けであるにもかかわらず、ホルムズ海峡が機雷封鎖
されたような場合、新三要件に該当すれば、武力
の行使に該当する機雷除去が可能であるとしてい
ます。

ホルムズ海峡に公海部分はありません。新三要
件に関する政府解釈は、海外派兵を禁止する憲法
の大原則と明らかに矛盾しています。したがつ
て、法律案に、存立危機事態においては他国領域
での戦闘行為ができないと書かれていないなら
ば、安倍総理の答弁は空証文となつてしまいま
す。
法律案に他国領域での戦闘行為ができないと明

記しない理由について、総理にお伺いしたいと思
います。

また、中谷防衛大臣は二十二日の記者会見で、
法案をめぐって、自衛隊員のリスクが増大するこ
とはないという認識を示されました。

集団的自衛権を容認する憲法解釈の変更に伴う
活動の拡大や、これまで戦闘地域から隔絶された
非戦闘地域や後方地域に限定してきた自衛隊によ
る外国軍隊の後方支援について、現に戦闘行為が
行われている現場でなければ可能となるなど、今
回の法改正では、自衛官の活動地域が戦闘地域に
近づくことなどから、危険にさらされるリスクが
高まり、戦闘行為に巻き込まれるおそれも格段に
高まることは明白な事実です。それにもかかわら
ず、リスクが増大することがないという発言はど
ういうことなのでしょう。

活動拡大の必要性とそれに伴うリスク、双方を
説明した上で、必要性が高いからリスクがあつて
もやらなければならないと説明を尽くすのが政府
の責任ではないでしょうか。法整備による抑止力
強化によるリスクの変化の観点ではなく、自衛官
の活動範囲の拡大という点からの自衛官のリスク
の増大についてどのように考えますか。中谷大臣
本人の釈明と、それについての総理の見解をお伺
いいたします。

いずれにせよ、今回の安保法制の改正におい
て、審議すべき論点は山積しており、この法案が
戦後日本の安全保障政策の大転換とされている以
上、国民的理解を得るため、国会の場で十二分な
審議をとって徹底審議をしなければならないのは
当然のことです。

安倍総理のように、さきに米国での議会演説で
夏までの成立を約束したり決意を述べたりするこ
とは、国会の軽視、国民への説明の軽視にかなら
ず、断じて許容することはできませんし、猛省
を促すものであります。

維新の党は、国民に積極的に賛成していただい
たる法整備を行うため、論点を整理し、対案を準備

しております。

我が党は、現時点では政府案に対する賛否を決
定していません。なぜなら、政府・与党が納得の
いく説明をできるのか、また、国民の不安を払拭
するため我々の提案を受け入れて、今回の法整
備を国民の賛成できるものに仕上げることでで
るのかによって、賛否を決定するべきものである
からです。

最後に、安倍総理が、我が党を初めとする野党
の提案について謙虚に検討し、国家国民のために
よいものは受け入れつつ、将来の世代に恥じるこ
とのない安全保障法制を整備する意思をお持ちな
のかどうかをお伺いするとともに、我が党が、平
和国家日本、専守防衛の国是を守り、国民の不安
や疑念を払拭するために全身全霊をささげていく
決意であることを申し上げて、私の党を代表して
の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 太田和美議員にお
答えをいたします。

法整備に当たり、女性が紛争で傷つくことがな
いようにする必要性についてお尋ねがありまし
た。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の
最も重要な責務であります。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを
増す中、国民の命と平和な暮らしを守り抜き、女
性や子供、お年寄りを含め、全ての国民が紛争で
傷つくことがないようにするためには、あらゆる
事態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全
法制の整備が不可欠であります。

これにより、紛争を未然に防ぐ力、すなわち抑
止力はさらに高まり、日本が攻撃を受ける可能性
は一層なくなっていくと考えます。

政府としては、女性の方々を初め多くの国民の
皆様に、法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御
支持が得られるよう、国会審議においても、わか

りやすく丁寧な説明を心がけてまいります。
今回の法整備と立憲主義についてお尋ねがあり
ました。

昨年七月の閣議決定における憲法解釈は、我が
国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化
しているという現実を踏まえ、従来の憲法解釈と
の論理的整合性と法的安定性に十分留意し、従来
の、昭和四十七年の政府見解における憲法第九条
の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和
な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰
結を導いたものであります。

また、そもそも、昭和四十七年の政府見解のう
ち、自国の平和と安全を維持しその存立を全うす
るために必要な自衛の措置をとることを禁じてい
るとは到底解されないとする部分は、昭和三十四
年の砂川事件の、我が国が、自国の平和と安全を
維持しその存立を全うするために必要な自衛のた
めの措置をとり得ることは、国家固有の権能の行
使として当然のことと言わなければならないとの
最高裁判決で示された考え方と軌を一にするもの
であります。

新ガイドラインは、憲法に従って、法令の範囲
内で実施すると明記しています。

平和安全法制は、これから国会で御審議いただ
くものであり、国会で後づけで認めさせるとの御
指摘は全く当たりません。

このように、一般の平和安全法制は、これまで
の憲法解釈の基本的な論理を維持したものであり
、恣意的な憲法解釈や憲法の信頼性も傷つけて
しまふとの指摘は全く当たらず、立憲主義に反す
るものではありません。

日米関係の現状と日米両国の国際貢献の今後に
ついてお尋ねがありました。

オバマ政権は、これまでさまざまな機会に、ア
ジア太平洋重視政策を継続する旨、繰り返し強調
してきており、同地域への関与を強化してきてい
ます。

米国がアジア太平洋地域重視政策を継続してい

ることは、地域の安定と繁栄に大きく貢献するも
のであり、我が国として大いに歓迎してあります。
平和安全法制は、国民の命と平和な暮らしを守
り、日本と世界の平和と安全をより確かなものと
するためのものです。この法制により、日米同盟
の抑止力、対抗力は一層強化されることとなりま
す。

その中で、先般、私は訪米し、オバマ大統領と
新ガイドラインを確認するとともに、日米同盟が
アジア太平洋や世界の平和と繁栄の確保に引き続
き主導的な役割を果たしていくことで一致しまし
た。

なお、御指摘のあつた在日米軍駐留経費負担に
ついては、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用
を確保し、日米同盟関係を維持強化していく上で
極めて重要な役割を果たすものです。

先般の2プラス2においても、これが前方展開
した日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的
な支援を示してきたことを確認しました。

米国議会演説で述べたとおり、自由、民主主
義、基本的人権、法の支配といった基本的価値の
きずなで結ばれた揺るぎない日米同盟が、二十一
世紀においては希望の同盟として、国際社会が直
面する課題に対処し、世界をよりよい場所にして
まいります。

平和安全法制の国会審議についてお尋ねがあり
ました。

法案の国会審議のあり方については、国会が御
判断される事柄であり、政府として申し上げるこ
とは差し控えたいと思います。

いずれにせよ、政府としては、女性を含む多く
の国民の皆様、そして与党のみならず野党の皆様
に、法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持
が得られるよう、今後の法案審議においても、わ
かりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

海外派兵についてお尋ねがありました。
武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の
領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵

は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解してしまふ。

このような従来からの考え方は、新三要件のもと、集団的自衛権を行使する場合であっても全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれたものであります。

今般の法整備において、新三要件は全て法律上明確に規定されているところであり、その論理的帰結である海外派兵の一般的禁止の考え方について、重ねて規定する必要はないと考えています。

なお、機雷掃海については、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為であり、新三要件を満たすことはあり得ると考えております。

自衛隊員のリスクについてお尋ねがありました。

なぜ平和と安全法制を整備するのか、それは、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなり、我が国にとつて、そして国民にとつて、リスクが高まっているからであります。

国民の命と平和な暮らしを守るため、切れ目のない法制をつくり、そして日米同盟を強化する、それにより抑止力が高まれば、日本が攻撃を受けるリスクは一層下がると考えています。

そして、自衛隊員の任務は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くこととあります。今後とも、この任務には一切変わりはありません。

我が国有事は言うに及ばず、PKOや災害派遣など、これまでの任務も命がけであり、自衛隊員は限界に近いリスクを負っています。

法制の整備によつて付与される新たな任務も、従来どおり命がけのものであります。そのため、法制の中で、隊員のリスクを極小化するための措置をしつかりと規定しています。

具体的に申し上げれば、部隊の安全が確保でき

ないような場所の後方支援を行うことはなく、また、万が一、自衛隊が活動している場所やその近傍で戦闘行為が発生した場合などには、直ちに活動を一時休止または中断するなどして安全を確保することとしています。

もちろん、それでもリスクは残ります。しかし、それはあくまでも、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために自衛隊員に負ってもらうものであります。

他方、リスクの存在を認識しているからこそ、自衛隊員は、高度の専門知識を養い、日々厳しい訓練を行っています。みずから志願し、危険を顧みず職務を遂行することを宣誓したプロとして、危険な任務遂行のリスクを可能な限り軽減しています。これは今後も変わりはありません。

法整備により得られる、国全体の、そして国民のリスクが下がる効果は非常に大きいと考えています。このような判断を踏まえて、平和と安全法制の整備を行うべきと考えております。

法整備に関する他党の提案についてお尋ねがありました。

平和と安全法制については、有識者懇談会での議論や政府内での時間をかけた検討、そして、自民党と公明党の与党協議会における二十五回に及ぶ徹底的な議論も経たものであり、我々としては、ベストな案をお示しできたと考えています。

多くの国民の皆様、そして、与党のみならず野党の皆様、法案の趣旨を御理解いただき、幅広い御支持が得られるよう、丁寧に説明に努めてまいります。

今までのような、何でも反対の野党をつくるつもりはありません。先般の松野代表の発言を歓迎いたします。維新の党の皆さんとは、どうか、後世に責任が持てるような、建設的な議論を行わせていただきたいと考えております。

（国務大臣中谷元君登壇）
○国務大臣（中谷元君） 太田議員にお答えいたします。
法整備に伴う自衛隊員のリスクについてのお尋ねがありました。
これまでも、自衛隊員は、リスクを負つて厳しい任務に当たつてきました。
従来から、自衛隊の活動の実施に当たつては、事前調査チームまた連絡官の派遣、関係国や関係機関との情報交換などを通じて、活動地域の情勢等についての情報収集に努めてまいつております。
活動の特性などに応じて、隊員の安全確保に十分な自己防護用の装備を携行しております。
また、派遣先国の社会的、文化的慣習等を尊重し、地域住民等との良好な関係構築、維持に努めてまいつております。
このように、隊員のリスクを極小化するための措置をしつかり実施しております。
また、今回の平和と安全法制においては、例えば国際平和と支援法においては、防衛大臣は、部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこと、円滑かつ安全に活動を実施する区域をあらかじめ指定すること、活動の実施場所またはその近傍で戦闘行為が行われる場合や、それが予測される場合、さらに部隊等の安全を確保するため必要と認める場合にも、部隊長等の判断で活動を一時休止などして危険を回避すること、活動が円滑かつ安全に実施することが困難である場合には、防衛大臣は活動の中断を命じなければならないことなどを規定するなど、各活動の行動の性格を踏まえつつ、安全確保に係る規定を設けております。
これまでも、自衛隊は、任務拡大をしてまいりました。その都度都度ごとに、自衛官は、服務の宣誓をしたプロフェッショナルとして、厳しい訓練を重ねるリスクを極小化してきたのです。今回の法改正に当たつても、法律に規定された措置によるリスク軽減策に加えて、このような努力を継続

することは当然です。
それでも、リスクをゼロにすることはできませんが、我が国と国際社会の平和と安全、国民の幸せな生活を守り抜くため、自衛隊は、与えられた任務を着実に果たしてまいります。（拍手）
（議長退席、副議長着席）

○副議長（川端達夫君） 佐藤茂樹君。

（佐藤茂樹君登壇）

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平和と安全法制整備法案並びに国際平和と支援法案の二法案について、安倍総理に質問をいたします。（拍手）

政治の最も重要な責務は、我が国と国民を守ることにあります。

公明党と自由民主党は、国民の命と平和な暮らしを守る安全保障法制の整備について、昨年の五月から約一年にわたり、精力的に検討を行つてまいりました。

法整備の検討に当たり、公明党は、従来の政府解釈との論理的整合性や憲法九条の持つ法的規範性が維持されたものでなければならぬと強く主張してきました。中でも、憲法九条のもとで許容される自衛の措置はどこまで認められるのかを突き詰めて議論した結果、昨年七月一日の閣議決定において、厳格な歯どめとなる新三要件が明記されました。

その後、この閣議決定を踏まえた国会での議論が積み重ねられるとともに、本年三月、与党間で法制整備の具体的な方向性をまとめ、その中で、自衛隊の海外での活動を認める際の歯どめとして、国際法上の正当性、国民の理解と民主的統制、隊員の安全確保という三原則が公明党の提案で盛り込まれました。

このように、今般の平和と安全法制はこれまでの国会審議や与党間における十分な議論を経て法案提出に至つたものであり、拙速であるとの批判は

当たらないものと考えます。

他方、広範にわたる法整備の全体像を国民に理解していただくためには、わかりやすく丁寧な説明が必要で、本日から始まる本格的な法案審議を通じて、国民の不安や懸念を一つ一つ払拭していくことが大切であり、こうした観点に立つて、以下、具体的に質問をさせていただきます。

初めに、新たな安全保障法制を整備する必要性について伺います。

内政や外交など、さまざまな課題がある中で、なぜ今安全保障法制の整備が重要なのか。特に、我が国を取り巻く安全保障環境がどのように変化したか、法制上の措置が必要になったのか、具体的に教えてください。

次に、安倍内閣の外交努力について伺います。我が国の平和と安全を守るためにまず大切なのは、紛争を未然に防止する外交努力です。外交を通じて平和を守る、この外交努力の上に、あらゆる事態を想定したすき間のない安全保障体制の構築も車の両輪として生かされていくものと考えます。

そこで、具体的に伺います。

昨年七月の閣議決定にもあるとおり、外交努力によって脅威の出現を未然に防ぎ、紛争の平和的な解決を図ることが、安全保障上、これまでにも増して重要になると考えますが、改めて安倍内閣の方針について確認させていただくとともに、安倍政権発足以来今日まで、どのような外交、対話努力を重ね、各国との平和友好関係を築いてこられたのか、お聞かせください。

次に、専守防衛について伺います。

憲法九条のもと、我が国は、専守防衛に徹し、他国に脅威を与える軍事大国とはならないという基本方針を堅持し、一貫して平和国家としての道を歩んできました。

この専守防衛こそ、平和国家にふさわしい、我が国防衛の基本的な方針であり、これを変えることがあつては断じてならないと考えます。

新三要件に該当する場合に新たに認められる自衛の措置を含む一般の法整備によって、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略である専守防衛の定義と基本方針が変わることになるのか、明確に答弁していただきたい。

次に、新三要件に該当する場合に認められる自衛の措置について伺います。

昨年七月の閣議決定では、憲法九条のもとで許容される自衛の措置は、新三要件に該当する場合にのみ認められることとなっています。

公明党は、この新三要件を法律上も明確に規定するよう主張し、一般の武力攻撃事態対処法改正案において、存立危機事態が新たに定義され、新三要件の全てが明記されることになりました。

他方、政府の判断により、集団的自衛権の行使が全面的に可能となるかのような誤ったメッセージが発信されていますが、新三要件に該当する場合に新たに可能となる武力の行使は、あくまで我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であり、この点において、従来の政府解釈との整合性は保たれているものと考えます。

そこで、改めて伺いますが、新三要件に該当した場合に可能となる武力の行使は、国連憲章第五十一条で認められているような、他国防衛そのものを目的とする全面的な集団的自衛権の行使が含まれるのか。また、新三要件に該当するか否かの判断に当たり、法解釈上、時の政府が恣意的に運用できるような解釈の余地が残されているのか。新三要件をめぐってこれまでの国会答弁などを踏まえ、正確にお答えください。

次に、自衛隊が実施する後方支援について伺います。

今般の法整備によって可能となる後方支援は、米軍を初めとする外国軍隊に対し、その武力行使と一体化しない範囲で輸送や補給などの支援を行うものであり、一つは、我が国の平和と安全のために行う支援、もう一つは、国際社会の平和と安全のために行う支援の、大きく二つに分かれます。

す。前者は、周辺事態安全確保法を改正し重要影響事態安全確保法として、後者は、新たな国際平和支援法として、法律上措置することとなります。

ここで改めて伺いますが、二つの後方支援を法律上立て分けた理由について、法律の趣旨、目的等を踏まえて御説明ください。

関連して、後方支援と武力行使との一体化について伺います。

米軍を初めとする外国軍隊への支援を行うことについて、後方支援の名のもとに海外で武力行使ができるようになるのではないかと、活動の拡大に伴い武力行使と一体化する危険性が高まるのではないかとといった批判が繰り返されています。言うまでもなく、憲法九条のもとでは、海外での武力の行使は許されません。

そこで、改めて確認いたしますが、二つの法律に基づき実施される後方支援は、憲法が禁ずる武力の行使に当たらないのか、また、武力の行使に発展する可能性はあるのか、明確にお答えいただくとともに、他国の武力行使との一体化を防ぐために法律上どのような歯どめが規定されているのか、あわせて御答弁していただきたい。

次に、重要影響事態安全確保法について伺います。

本法案では、これまでの目的規定から我が国周辺地域におけるという文言を削除し、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態という文言を維持し、その名称を新たに重要影響事態に改めました。また、重要影響事態における後方支援の対象として、これまでの米軍に加え、その他の国際連合憲章の目的達成に寄与する活動を行う外国の軍隊も追加されています。

これについて、実質的な地理的制約をなくし、支援対象を拡大することで、自衛隊の活動がグローバルに拡大するのではないかと懸念が指摘されています。

されていますが、なぜこうした目的規定の見直しが必要になったのか、その理由について伺います。

また、これにより、従来の、日米安全保障条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資するというこれまでの法律の趣旨が大きく変わることはないのか、あわせて伺います。

次に、新たな国際平和支援法について伺います。

これまで国際社会の平和と安全のために実施する後方支援については、テロ対策特措法のように、必要に応じてその都度特措法を制定、延長するなど、限定的な対応を行ってきました。

今般の法整備では、特措法ではなく一般法とすることで、政府の判断でいつでも自衛隊の派遣が可能となり、歯どめがきかなくなるのではないかと懸念があります。

そこで、同法については、公明党の主張により、自衛隊を海外に派遣する際の三原則に基づいて、例外なき国会の事前承認を初めとする、より厳しい要件や手続が課せられることとなりました。

そこで改めて伺いますが、なぜ特措法ではなく一般法が必要なのか、その理由を明らかにしていただくとともに、自衛隊の派遣を決定する上で、国際法上の正当性や国会の関与、隊員の安全確保について、法律上どのような歯どめが設けられているのか、わかりやすくお答えください。

次に、PKO協力法の改正について伺います。日本の自衛隊は、カンボジアでのPKO参加以来二十年以上にわたり、多くのPKOに参加し、国際社会から高い評価を得てきました。今般の法改正は、こうしたPKO二十年の経験と実績を踏まえて行うものですが、他方、業務の拡大や武器使用権限の見直しについて、隊員の安全面からリスクが格段に高まるのではないかと懸念があります。

そこで、具体的に二点伺います。

一点目は、国連平和維持活動について、新たな業務として安全確保業務が追加され、これに伴い任務遂行型の武器使用が認められることとなりますが、ここで言う安全確保業務には、現地の警察が行うような治安維持活動一般も含まれるのかどうか、その内容について確認させていただくとともに、武器使用権限については、正当防衛、緊急避難以外は認めないという従来の危害許容要件を変えることになるのか、お答えください。

二点目は、従来の国連平和維持活動とは別に、新たな活動として国連が統括しない人道復興支援などを行う国際連携平和安全活動について、我が国としてなぜこうした活動に参加する必要があるのかお伺いするとともに、新たな活動においても、紛争当事者間の停戦合意や受け入れ同意など従来の参加五原則は維持されるのか、隊員の安全確保はどのように規定されているのか、御答弁していただきます。

以上、平和安全法制二法案に関する主要論点について伺いました。

今般の法整備は、我が国の平和と安全を維持し、国民の命と平和な暮らしを守るための重要法案であり、国民の理解を深めるために、それに資する与野党の充実した審議が不可欠です。

信なくば立たずという格言があります。政治の要諦として何より大切なのは、国民からの信頼を得ることです。特に安全保障は、国民の理解の上に立つて初めて成り立つものであり、国民の十分な理解を得ながら進めることが重要だと考えます。

公明党としても、今後さらに、特別委員会等における国会審議を通じて議論を深め、国民の皆様に安心し、信頼していただけるような法整備の実現を目指し、引き続き与党としての責任を果たしてまいりたい。そのことを最後に申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣 安倍晋三君 佐藤茂樹議員にお

答えをいたします。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化と平和安全法制の必要性についてお尋ねがありました。

我が国を取り巻く安全保障環境は、ますます厳しさを増しています。

具体的には、御指摘のように、アジア太平洋地域及びグローバルなパワーバランスの変化、日本の大半を射程に入れる数百発もの北朝鮮の弾道ミサイルの配備及び核兵器の開発、中国の台頭及びその東シナ海、南シナ海における活動、我が国に近づいてくる国籍不明の航空機に対する自衛隊機の緊急発進、いわゆるスクランブルの回数が増え、前と比べ七倍にふえていること、この二年間でアルジェリア、シリア、チュニジアにおいて邦人が犠牲となった国際テロの脅威といった問題が挙げられています。

さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化しています。

脅威は容易に国境を越えてやってくる。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできない時代になっています。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容する中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、あらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行う平和安全法制の整備が必要不可欠であります。

安倍政権における外交、対話努力についてお尋ねがありました。

我が国の平和と安全を確保するために、私は、近隣諸国との対話を通じて外交努力を重視しています。実際、私は、総理就任以来、地球儀を俯瞰する視点で積極的な外交を展開してまいりました。

そして、法の支配を重視する立場から、主張するときには国際法にのっとって主張すべき、武力の威嚇や力による現状変更は行つてはならない、問題を解決する際は平和的に国際法にのっとって解

決するとの三原則を私は国際社会で繰り返し主張し、多くの国から賛同を得てきました。

外交を通じて平和を守る。今後も、積極的な平和外交を展開してまいります。

平和安全法制の整備と専守防衛の関係についてお尋ねがありました。

我が国は、戦後一貫して、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、平和国家として歩んできました。

今般の平和安全法制の整備に当たっては、昭和四十七年に示された政府見解の基本的な論理は一切変更していません。この基本的な論理は、砂川事件の最高裁判決の考え方と軌を一にするものです。

したがって、今般の法整備によって、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略である専守防衛について、その定義、そして我が国防衛の基本方針であることに、いささかの変更もありません。

平和国家としての日本の歩みは、これからも決して変わることはありません。その歩みをさらに力強いものにする、そのための決断こそが、平和安全法制の整備であります。

新三要件に該当するか否かの判断と、該当する場合に認められる武力の行使についてのお尋ねがありました。

新三要件のもと、我が国が用い得る武力の行使については、あくまで我が国の存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として認められるものであって、国連憲章第五十一条で認められている集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、また、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものでもありません。

我が国が武力の行使を行い得るのは新三要件を満たす場合に限られますが、これは憲法上の明確かつ厳格な歯どめになっています。

また、第一要件のとおり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことに加え、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合でなければ、武力の行使は憲法上許されません。

次に、第二要件のとおり、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないことが必要であり、自衛の措置としての武力の行使は、あくまでも我が国を防衛するための最後の手段です。

また、第三要件のとおり、武力の行使を行うとしても、それは自衛の措置としてのものであり、必要最小限度のものでなければなりません。

この新三要件は、今般の法整備において明確に書き込まれています。

以上のとおり、新三要件は、憲法上の明確な歯どめであり、国際的に見ても、他に例のない極めて厳しい基準であつて、その時々内閣が恣意的に解釈できるようなものではありません。

さらに、実際の武力の行使を行うために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、これまで同様、原則として事前の国会承認を求めることが法律上明記されており、政府が判断するのみならず、国会の御判断もいただき、民主主義国家として、慎重の上にも慎重を期して判断されることになりました。

我が国が実施する支援活動についてお尋ねがありました。

重要影響事態安全確保法は、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態において、我が国の平和と安全の確保を目的として後方支援活動を行うことを定めるものです。

これに対し、国際平和支援法は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に国際社会が共同して対処しているときに、我が国として、国際社会の平和と安全の確保を目的として協力支援活動等を行うことを定めるものです。

二つの法律は、対応措置の内容について大きな差異はありませんが、このように、対象となる事態、法律の目的が異なるものであり、対応措置を実施するための要件や手続も異なることから、その趣旨を明らかにするため、二つの法律に分けることが適切であると判断したものです。

一方、この二つの法律によって我が国が実施する補給、輸送などの支援活動それ自体は、武力の行使に当たるものではありません。

また、他国の武力の行使と一体化することにより、我が国自身が憲法上認められない武力の行使を行ったとの法的評価を受けることがないよう、支援対象となる他国軍隊により現に戦闘行為が行われている現場では、支援活動は実施しません。また、仮に、状況変化により、現に戦闘行為が行われている現場などとなる場合には、直ちに活動の一時休止、中断等を行うことを明確に規定しています。武器を使って反撃しながら支援活動を継続することはありません。

さらに、自衛官が武器を使用できるのは、自分や自分とともに現場に所在する自衛隊員などの生命や身体防護のためのやむを得ない必要がある場合のみであります。

これらのことから、この二つの法律により実施される支援活動が武力の行使に発展する可能性はありません。

重要影響事態安全確保法案の目的規定についてお尋ねがありました。

政府は、従来より、周辺事態について、事態の性質に着目した概念であって、地理的概念ではないと説明してきました。この点については、重要影響事態においても何ら変更はありません。

一方、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威という安全保障環境の変化を踏まえると、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態が発生する地域をあらかじめ特定することは困難であるため、対

象とする事態を重要影響事態に改め、我が国周辺の地域におけるといった文言を用いないこととしました。

また、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する上で、日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行って米軍だけでなく、国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行って外国軍隊等との連携をも強化することが、我が国の平和及び安全を確保するためには不可欠であると考えています。

こうした考え方から、今般の改正において目的規定を見直すこととしたものですが、重要影響事態に対処する外国との連携においても、日米安保条約の効果的な運用に寄与することが引き続き中核であるとの認識であり、また、我が国の平和及び安全の確保に資するという法律の目的は変わりません。

国際平和支援法についてお尋ねがありました。

将来、具体的な必要性が発生してから改めて立法措置を行うよりも、自衛隊の活動根拠をあらかじめ定めておく方が、平素より各国とも連携した情報収集、教育訓練が可能となり、その成果を基本的な体制整備に反映することができると、また、既に派遣のための法的根拠が存在しているため、活動内容、派遣規模といったニーズを確定するための現地調査や各国との調整を迅速に実施できること、これにより、我が国として国際社会の平和及び安全に主体的かつ積極的に寄与していくとの意思を目に見える形で表明するとともに、実際の支援活動もより迅速に行うことが可能となり、特措法で対応するときよりも効果的になることにより、特措法ではなく一般法が必要と判断しました。

国際的な正当性の担保については、我が国が対応措置を実施するのは、我が国が支援する諸外国の軍隊等の活動を行うことを決定する国連決議や、問題となる事態に関連して国連加盟国の取り組みを求める国連決議がある場合のみとしています。

す。

国会の関与については、この法律が国際の平和及び安全に寄与する目的で自衛隊を海外に派遣するための一般法であることに鑑み、国民の理解を十分に得つ、民主的統制を確保する観点から、例外なく国会の事前承認を必要としています。

部隊の安全確保については、防衛大臣は部隊等の安全の確保に配慮しなければならぬこと、部隊が円滑かつ安全に活動を実施する区域をあらかじめ指定すること、活動の実施場所またはその近傍で戦闘行為が行われる場合や、それが予測される場合、さらに部隊等の安全を確保するため必要と認める場合にも、部隊長等の判断で活動を一時休止するなどして危険を回避すること、活動が円滑かつ安全に実施することが困難である場合には防衛大臣は活動の中断を命じなければならないことといった必要な措置を法文上明記しています。

P KOにおける、いわゆる安全確保業務についてお尋ねがありました。

この業務は、防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警備を行うものであります。

これは、派遣先国の同意等が安定的に維持されることを前提に、あくまでも、派遣先国の警察権の補完や代行という意味での事実行為として行うものです。犯罪の捜査や犯人の逮捕といった、派遣先国の警察権そのものを執行するような内容の業務は含まれません。

また、この業務に伴う武器使用権限においては、危害許容要件、すなわち相手を傷つけることが許されるのは、御指摘のとおり、正当防衛または緊急避難に限られ、これまでとは変更はありません。

P KO法における国際連携平和安全活動についてお尋ねがありました。

近年の国際的な平和協力活動においては、紛争

終了後、その当事国の国づくりの取り組みへの支援と、そのための安全な環境の創出が重要な役割となつてきています。こうした取り組みは、国連P KO以外の枠組みによっても実施されるようになってきています。

国際連携平和安全活動とは、このような国連の統括しない枠組みのもとで、国際の平和及び安全を維持するために行われる活動であり、停戦合意や受け入れ同意を含む国連P KOについて必要とされている参加五原則と同様の厳格な原則に該当する場合に参加できることとしています。

また、参加に当たっては、隊員の安全の確保に配慮しなければならないとしているほか、実施要領において隊員の安全を確保するための措置を定めることを規定しており、これら各種の措置によつて隊員の安全確保に万全を期していきます。

(拍手)

○副議長(川端達夫君) 志位和夫君。

(志位和夫君登壇)

○志位和夫君 私は、日本共産党を代表して、安倍政権が平和安全法制の名で提出した一連の法案について質問します。(拍手)

安倍政権は、この法案を平和安全と銘打っていますが、我が党は、日本を海外で戦争する国に作りかえる戦争法案というのが正体だと考えています。

多くの問題点がありますが、憲法九条を破壊する三つの大問題について質問いたします。

第一は、海外派兵の恒久法の新設、周辺事態法改定によつて、米国が、世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所にまで行つて、弾薬の補給、武器の輸送などの軍事支援、いわゆる後方支援を行うようになるということです。

これまでのテロ特措法、イラク特措法などでは、自衛隊が活動できる場所は非戦闘地域に限定

されていまして。ところが、政府提出法案では、非戦闘地域という歯どめは外し、戦闘現場、その瞬間に戦闘行為が行われている場所でないければ、自衛隊の活動期間中に戦闘行為が行われる可能性がある場所、これまで戦闘地域とされてきた場所であつても、自衛隊の軍事支援ができるとしています。

総理に五点質問いたします。

一つ、戦闘行為が行われる可能性がある場所まで自衛隊が行くということは、自衛隊自身が相手方から攻撃される可能性があることになる。それをお認めになりますか。

二つ、自衛隊自身が攻撃されたらどうするのか。必要な場合には武器を使用することになる。それをお認めになりますか。

三つ、自衛隊が武器の使用をすれば、相手方はさらに攻撃する。そうならば、自衛隊は応戦し、戦闘になるではありませんか。総理は、昨年五月の予算委員会の私の質問に対して、イラク戦争やアフガニスタン戦争のような場合に武力行使を目的にして戦闘に参加することは決してないといふ返しました。しかし、たとえ武力行使を目的にしていなくとも、補給や輸送などの後方支援が目的であつたとしても、これまで戦闘地域とされてきた場所に行つて活動すれば、結果として自衛隊が戦闘を行うことになるではありませんか。これは、憲法九条が禁止した武力の行使そのものではありませんか。答弁願いたい。

四つ、自衛隊のイラク派兵は、非戦闘地域への派兵を建前にしていました。それでも、サマワの陸上自衛隊の宿营地には、ロケット弾などによる攻撃が少なくとも十四回、二十三発に及び、うち四回、四発のロケット弾は宿营地の敷地内に落下しました。航空自衛隊はバグダッドなどへの空輸活動を行いました。バグダッド上空に飛来すると、携帯ミサイルに狙われていることを示す赤ランプが点灯し、警報が鳴る事態が頻発し、命がけの回避行動が必要でした。

総理、イラク派兵は、非戦闘地域が建前であつても、攻撃を受け、戦闘に至る一手手前だつたという認識はありますか。非戦闘地域という歯どめを外し、これまで政府が戦闘地域としてきた場所に行つて活動すれば、自衛隊が現実的に攻撃され、殺し、殺される危険が決定的に高まることは明らかではありませんか。

五つ、そもそも、政府の法案で後方支援と呼んでいる活動は、国際的には、兵たん、ロジスティクスと呼ばれている活動です。自衛隊の行う兵たんが、戦時国際法上、軍事攻撃の目標とされることは、一九九九年の周辺事態法案の質疑で、私の質問に対して政府が明確に認めたことです。

兵たんは、戦争行為の不可欠の一部であり、武力行使と一体不可分のものであり、だから軍事攻撃の目標とされる。これは、世界の常識であり、軍事の常識ではありませんか。政府の言う武力行使と一体でない後方支援など、世界ではおおよそ通用するものではないと考えますが、いかがですか。

以上五点について、総理の明確な答弁を求めます。

第二に、PKO法改定法案にも重大な問題点があります。国連が統括しない活動にも自衛隊を参加させ、形式上停戦合意がなされているが、なお戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵して、治安維持活動などに取り組むとしています。武器の使用も、自己保存のためのものだけでなく、任務遂行のためのものであるなど、格段に拡大しようとしています。

総理に質問します。こうした法改定がなされれば、二〇〇一年から二〇一四年までの期間、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊、ISAFのような活動に自衛隊を参加させ、治安維持活動などに取り組むことが可能になるではありませんか。

ISAFは、治安維持を主任務にしていました。

が、米軍主導の対テロ掃討作戦と混然一体となつて、十三年間で約三千五百人が戦死しています。こうした活動に自衛隊を参加させるとなれば、ここでも、自衛隊が、殺し、殺される戦闘に参加することになるではありませんか。憲法九条が禁止した武力の行使を行うことになるではありませんか。明確な答弁を求めます。

第三は、これまでの政府の憲法解釈を根底から覆し、武力攻撃事態法の改定などによつて、日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して、アメリカの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力の行使を行うことになることです。

総理に質問します。

一つ、私は、二月の本会議の代表質問で、米国の先制攻撃の戦争を行った場合でも、武力行使の新三要件を満たしていると判断すれば集団的自衛権を発動するのかと質問しました。総理は答弁で、個別具体的な状況に照らして、総合的、客観的に判断すると言つただけで、発動を否定しませんでした。

重ねて伺います。

米国の先制攻撃を行った場合でも、発動することとが得るのか否か。先制攻撃は国際法違反の侵略行為です。先制攻撃の戦争であつても集団的自衛権を発動するとなれば、集団的自衛でなく、集団的侵略そのものではありませんか。

二つ、日本が国連に加盟してから今日まで、日本国政府が、米国の武力行使に対して、国際法上違法な武力行使として反対したことが一度もありませんか。

私は、一九九七年の日米ガイドライン改定の質疑で、同じ質問を当時の橋本首相にも行つたことがありますが、首相の答弁ははつきり、一度もないというものでした。今日に至るまで反対したことは一度もないはずであります。こんな異常な米国追従の国は、世界の主要国の中でも日本だけあります。

総理、このような政府が、米国から、武力攻撃をされたから支援してくれ、支援しないと日本の存立にかかわると言われて、どうして自主的な判断ができますか。米国が無法な戦争に乗り出しても、言われるまま集団的自衛権を発動することになることは明らかではありませんか。

憲法を幾重にもじゅうりんする戦後最悪の戦争法案は、徹底審議の上、廃案にするしかありません。そのことを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 志位和夫議員にお答えをいたします。

活動の実施場所と攻撃を受ける可能性、武器使用及び支援活動と武力の行使との関係についてお尋ねがありました。

重要影響事態法や国際平和支援法に基づき実施する補給、輸送などの支援活動は、そもそも戦闘の前線のような場所で行うものではなく、危険を回避して、活動の安全を確保した上で実施するものであります。

これまで戦闘地域とされてきた場所まで行つて活動するとの趣旨が定かではありませんが、いづれにせよ、我が国が行う支援活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないことを明確に規定しています。

また、法律上、部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することができるよう活動の実施区域を指定することとしており、今現在戦闘行為が行われていないというだけでなく、自衛隊が現実的に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定することとなります。

万が一、状況の変化により、自衛隊が活動している場所が現に戦闘行為が行われている現場等となる場合には、活動の休止、中断を行うこととなります。

自衛官が武器を使用できるのは、不測の事態に際して、自分とともに現場に所在する自衛隊員な

どの生命や身体防護のためのやむを得ない必要がある場合のみです。武器を使って反撃しながら支援を継続するようなことはありません。

いづれにせよ、自衛隊が戦闘行為を行う、あるいは自衛隊の活動が戦闘行為になるということはありません。

したがって、支援活動の実施が結果として武力の行使となるといった御指摘は当たりません。自衛隊のイラク派遣等についてお尋ねがあります。

自衛隊のイラク派遣に当たっては、特措法において、自衛隊の活動区域をいわゆる非戦闘地域に限定し、一時休止、中断の規定を設けたほか、現場においては、地域住民との融和、多国籍軍との緊密な連携、安全に関する情報の収集に努めつつ、自衛隊員の安全に万全の措置を講じていたものと認識しています。

また、重要影響事態法や国際平和支援法においては、先ほど申し上げた実施区域の指定や活動の休止、中断等の仕組みを設けることにより、自衛隊員の安全に十分配慮しており、危険が決定的に高まるといった御指摘は当たりません。

後方支援と武力の行使との一体化についてのお尋ねがありました。

いかなる事態であっても、後方支援を受けている間は攻撃に対して極めて脆弱な状態になるため、後方支援に際しては、危険を回避し、安全を確保することは当然であり、軍事的に合理性のあることです。これは、同時に、後方支援を十分に行うためにも必要なことであります。

今般の法制に基づき我が国が行う後方支援は、部隊の安全が確保できないような場所で行うことはなく、戦闘に巻き込まれるようなこともありません。

もとより、後方支援それ自体は、武力の行使に当たらない活動です。さらに、我が国が行う後方支援は、他国の武力の行使と一体化することがないように行うものです。

このようなことから、武力行使と一体不可分が世界で通用しないといった御指摘は当たりません。

PKO法の改正についてお尋ねがありました。今般新たに規定するいわゆる安全確保業務を実施する場合には、紛争当事者の停戦合意を初めとする参加五原則が満たされており、かつ、派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意が期間を通じて安定的に維持されると認められることが前提となります。

また、いわゆる安全確保業務は、防護を必要とする住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護を行うものです。

御指摘の治安維持活動等が具体的にどのようなものであるかは明らかではありませんが、今申し上げたような活動を超えて、御指摘のような戦闘に参加することはできない仕組みとなっています。

このため、憲法九条が禁止した武力の行使を行うこともありません。

なお、いわゆる安全確保業務における武器使用権限において、相手に危害を与える射撃が認められるのは、正当防衛または緊急避難に該当する場合に限られることは言うまでもありません。

新三要件についてお尋ねがありました。

憲法上、武力の行使が許されるのは、あくまでも新三要件を満たす場合に限り、我が国または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことを前提としています。

いかなる場合に新三要件を満たすことになるかは、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することになります。

また、国連憲章上、武力攻撃の発生が自衛権の発動の前提となることから、仮に、ある国家が何ら武力攻撃を受けていないにもかかわらず違法な武力の行使を行うことなどは、国際法上認められ

ない行為を行っていることとなるものであり、我が国がそのような国を支援することはありません。

したがって、御指摘の点は全く当たりません。集団的自衛権行使に当たっての我が国の判断等についてお尋ねがありました。

日本は米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことはありませんが、過去、米国のグレナダ派兵やパナマへの軍事介入の際に、我が国は遺憾の意を表明しています。

憲法上、我が国による武力の行使が許されるのは、あくまでも新三要件を満たす場合に限りません。

我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとは言えない場合や、他に適当な手段がある場合や、必要最小限度の範囲を超える場合は、新三要件を満たさないことから、武力の行使は許されず、米国からの集団的自衛権行使の要請があったとしても、断るのは当然のことです。

また、政府の判断に加えて、実際に武力の行使を行うため自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、国会承認を求めるとなります。

このように、新三要件を満たすか否かの判断は我が国が主體的に行うものであり、御指摘のように、米国に言われるままに武力を行使することになるといったことは断じてありません。(拍手)

○副議長(川端達夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(川端達夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
外務大臣	岸田 文雄君
国土交通大臣	太田 昭宏君
環境大臣	望月 義夫君
国防大臣	中谷 元君
内閣官房副長官及び副大臣	加藤 勝信君
内閣府副大臣	左藤 章君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年水産施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君

藤井比早之君

岩田 和親君

鬼木 誠君

官 報 (号 外)

加藤 寛治君 木内 均君 平口 洋君 松本 洋平君 若狭 勝君 小沢 鋭仁君 濱村 進君 池田 道孝君 石川 昭政君 鬼木 誠君 新谷 正義君 田所 嘉徳君 藤井比早之君 前川 恵君 小沢 慎司君 中川 康洋君 法務委員 補欠 宗清 皇一君 赤枝 恒雄君 山下 貴司君 築 和生君 宗清 皇一君 赤枝 恒雄君 山下 貴司君 築 和生君 外務委員 補欠 大塚 高司君 小林 鷹之君 蘭浦健太郎君 渡海紀三朗君 中根 一幸君 白須賀貴樹君 大西 宏幸君 小松 裕君 笹川 博義君 野中 厚君 藤井比早之君 宮川 典子君		池田 道孝君 前川 恵君 新谷 正義君 石川 昭政君 田所 嘉徳君 小沢 慎司君 中川 康洋君 加藤 寛治君 松本 洋平君 岩田 和親君 平口 洋君 若狭 勝君 池田 佳隆君 木内 均君 小沢 鋭仁君 濱村 進君 補欠 宗清 皇一君 赤枝 恒雄君 山下 貴司君 築 和生君 補欠 小松 裕君 野中 厚君 白須賀貴樹君 藤井比早之君 笹川 博義君 大西 宏幸君 宮川 典子君 大塚 高司君 中根 一幸君 小林 鷹之君 渡海紀三朗君 蘭浦健太郎君		文部科学委員 補欠 尾身 朝子君 船田 元君 古川 康君 前田 一男君 池田 道孝君 木村 弥生君 藤井比早之君 藤丸 敏君 宮路 拓馬君 宮路 敏君 古川 康君 国土交通委員 補欠 古賀 篤君 前田 一男君 宮澤 博行君 下地 幹郎君 渡辺 孝一君 瀬戸 隆一君 宮崎 謙介君 吉田 豊史君 環境委員 補欠 穴見 陽一君 吉野 正芳君 根本 幸典君 村井 英樹君 瀬戸 隆一君 小田原 潔君		安全保障委員 補欠 江田 憲司君 橋本 英教君 宮内 秀樹君 宮崎 岳志君 大田 和美君 議院運営委員 補欠 橋本 英教君 宮内 秀樹君 宮崎 岳志君 大田 和美君 補欠 穴見 陽一君 熊田 裕通君 大西 健介君 篠原 豪君	懲罰委員 補欠 馬場 伸幸君 江田 憲司君 一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 決算行政監視委員 補欠 加藤 鮎子君 鴨下 一郎君 島田 佳和君 田畑 裕明君 西川 公也君 赤松 広隆君 石崎 徹君 神谷 昇君 今野 智博君 田所 嘉徳君 中村 裕之君 前川 恵君 佐々木隆博君 赤松 広隆君 (特別委員長互選) 一、去る二十二日、我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。 委員長 浜田 靖一君 (理事互選) 一、去る二十二日、我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。 理事 今津 寛君 江渡 聡徳君 御法川信英君 下地 幹郎君 岩屋 毅君 松本 純君 長妻 昭君 遠山 清彦君		(特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方創生に関する特別委員 補欠 平口 洋君 濱村 進君 田村 貴昭君 新谷 正義君 新谷 正義君 角田 秀穂君 宮本 徹君 角田 秀穂君 宮本 徹君 田村 貴昭君 濱村 進君 角田 秀穂君 宮本 徹君 田村 貴昭君 我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員 補欠 木原 誠二君 若宮 健嗣君 井上 貴博君 木村 弥生君 木原 誠二君 若宮 健嗣君 木村 弥生君 (議案付託) 一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出第八号) 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案 (議案通知書受領) 一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件 一、去る二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案	
--	--	--	--	---	--	---	--	--	---	--

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

CV22オスブレイの米軍横田基地配備に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでいないと発言したことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のポツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料に関する再質問主意書(柚木道義君提出)

イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田島一成君提出石綿健康被害救済対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出補助教材「知る沖繩戦」の使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出選挙ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出合計特殊出生率の算出方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問に対する答弁書

平成二十七年五月十二日提出
質問 第二二七号

平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問主意書

提出者 柚木 道義

平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問主意書

平成二十七年四月二十七日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会にて、財務省主計局より提出された「社会保障」と題する資料について、その資料の示す内容に疑義があり、これにつき政府の真意を確認するものである。

一 三十五頁に示された「保険薬局の収益率及び大手調剤薬局の内部留保」と題する資料にある「大手調剤薬局四社」とは具体的にいかなる法人をさしているのかお示し願いたい。

二 一で示された四社のうちで専ら「保険調剤」事業に従事し、一般用医薬品販売業、薬剤師人材派遣業、医薬品卸業、医薬品製造業などを含む副業を営んでいない法人は何かお示し願いたい。

三 同資料では、調剤薬局大手の内部留保があることを指摘しており、保険薬局の調剤報酬にかかる収益があたかも高いかのような印象を与えるものであるが、この内部留保のうちに具体的にどの程度のものが調剤報酬によつて得られたものなのかを正確にお示し願いたい。さもなくば、多事業展開している法人の場合に、その収

益が主計局が強調したいとみゆる「保険薬局」として調剤技術料や調剤報酬などによつて過分に得た利益が蓄積された結果としての内部留保とは言いがち、こうして広く一般に知らしめる財務省主計局名を冠した資料としては不適切と断じざるを得ない。参考資料として示すのであれば、当該四社の純粋に調剤報酬によつて得た利益を蓄積した内部留保の実態について正確な数値を別に精査して示すべきと考えるが、政府の見解如何。

四 同資料には、保険薬局の収益率を店舗数で比較した図が提示されているが、これについても各店舗が単に調剤報酬のみにて収益を得ているかどうかを正確に反映したものとはなっていないことが推測されるが、調剤報酬のみで収益率を比較したものかどうかをお示し願いたい。

五 保険薬局が多店舗展開する動機となつていのは、多店舗展開し、社内業務の合理化を進めることによつて収益構造を改善させる企業努力をしている結果と想像される。また、医薬品など必要な資材の購入に際して、多店舗展開となることによつて大規模取引となり、価格交渉において発言力を高めた結果として収益構造を高めていることも考えられる。こうした価格交渉が円滑に進められる結果として、薬価改定の参考となる乖離率が導出され、ひいては薬価を引き下げることに繋がっていると見え、結果的に医療費のコスト削減に貢献しているといえなくもない。単に収益構造のみをとつて比較することは、こうした企業努力も否定するかのよう

な印象を与えかねない。また、問題の本質は、こうして得た利益を何に投資しているのかということであり、収益を薬局設備の改善や従業員の専門性を向上するための研修に投資することによつて国民生活の公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するべく努力しているという

のであれば、あたかも批判をするに及ぶことではないと考える。収益構造について提示するのであれば、単に店舗数大小に着目するのみではなく、再投資の中心についても精査した資料を提示すべきと考えるが、政府の見解如何。

六 薬剤服用歴の未記載問題や「薬剤師」の資格を保有せずに調剤させることによつて調剤報酬を得ている問題などが報道されているところであるが、こうした不実な企業の企業文化や経営体質によつて不当に得た利益があるということを確認したいのであれば、そういった趣旨の資料を作成することが望ましい。確かに、現行法では、薬局個々に対して指導監督はできる立付けになつていると理解するが、企業としての企業文化や経営体質を全体として指導監督するのは難しいと理解するところである。開設者たる企業の体質に対してより強く指導できる仕組みを検討してはどうかと考えるが政府の見解如何。

七 不実な企業とは別に、株主への責任及び従業員への責任をもつて真摯に経営努力をしている企業をして「不当に利得」を得ているようなイメージ戦略は、医療において唯一「経済自由の原則」に任せている医薬品給付制度の現状を鑑みるに、極めて政策的に矛盾した見解である。国として「経営努力」と「適切な利得」を認めることができないというのであれば、医療機関と同様にして保険調剤を営む薬局についても営利目的を許さない制度とするべきであると考えますが、そういった趣旨での財務省作成資料なのかどうか財務省の見解如何。

八 七に關して 政府としては、保険薬局の在り方についてどのように考えているのか見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八九第二二七号
平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問に対する答弁書

一について

調剤薬局事業を主要な事業とする上場企業のうち有価証券報告書上の売上高が高い四社（以下「各社」という。）を選んだものであるが、各社の個々の経営状況を審議の対象としたものではないことから、各社の名称の公表はしていないところである。

二について

有価証券報告書の記載によると、各社はいずれも保険調剤事業のほか、例えば、一般用医薬品販売事業等の事業を営んでいると判断される。

三について

お尋ねの資料は、調剤技術料の在り方の審議の参考として保険薬局の一般的な経営状況を示したものである。いわゆる内部留保額については、有価証券報告書等から得られる公表可能なデータとして各社の全事業から生じたいわゆる内部留保額を提示したものである。

四について

お尋ねの資料は、厚生労働省が実施した第十九回医療経済実態調査（平成二十五年十一月公表）に基づくものであり、各社の収益には、保

険調剤事業に係る収益以外に一般用医薬品及び化粧品等の販売事業に係る収益等が含まれている。

五について

平成二十七年四月二十七日の財政制度等審議会財政制度分科会においては、調剤技術料の在り方の審議の参考として、保険薬局の収益状況及び投資に用いられていないいわゆる内部留保の状況をお示したものである。

六について

御指摘の「開設者たる企業の体質に対してより強く指導できる仕組み」の意味するところが明らかでなく、お尋ねにお答えすることは困難であるが、薬局に対しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十九条の規定に基づく立入検査等が、保険薬局に対しては、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十三条等の規定に基づく療養の給付に関する指導が実施される仕組みとなっている。

七について

お尋ねの資料は、調剤技術料の在り方の審議の参考として、保険薬局の収益状況等について示したものであり、保険薬局に営利事業を禁ずることを財務省として提言したものではない。

八について

薬局開設の許可や保険薬局の指定に関して、営利を目的としないことを要件とする仕組みを導入することは、政府としては考えていない。

平成二十七年五月十三日提出

質問 第二二二八号

石綿健康被害救済対策に関する質問主意書

提出者 田島 一成

石綿健康被害救済対策に関する質問主意書
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年八月三十日法律第

一〇四号。以下「平成二十三年改正法」という。）が施行されてから約四年が経過し、附則に基づく五年以内の見直し期限が迫っている。昨年十月には、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟において、国の規制権限不行使の責任を認めた最高裁判決が下されるなど、石綿健康被害救済対策等を巡る状況にも変化がある。一方、環境省は「石綿健康リスク調査」を昨年度で終了し、今年度からは「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を行う予定としているが、患者・住民から、費用負担を含めた国の関与及び検診内容等の後退を懸念する声が寄せられている。そこで、以下の事項について質問する。

一 石綿による健康被害救済及び防止対策関係
1 石綿による健康被害における国の責任の所在についての政府の基本的な考え方を明らかにされたい。

2 労働者、その家族及び工場周辺住民等を含めた包括的な石綿健康被害の実態把握のための健康調査を進める必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

3 震災時に倒壊した建物や復旧工事の際に大量に飛散する可能性のある石綿粉じんによる地域住民、労働者及びボランティア等へのばく露を防止するため政府が行っている具体的措置を明らかにされたい。

二 石綿による健康被害の救済に関する法律関係
1 指定疾病の拡大や補償給付額の増額を行う必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

2 平成二十三年改正法においては、改正法施行後五年以内に、「施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う」とされているが、現在の具体的な検討状況について明らかにされたい。

3 政府内における平成二十三年改正法の見直し検討に当たっては、患者及びその関係者等を代表する者を見直し作業に参加させる必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

があると考えるが政府の見解を示されたい。
4 石綿健康被害について、工場周辺住民、労働者及びその家族等に対する総合的な支援策の検討を行う必要があると考えるが政府の見解を示されたい。

三 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査関係
1 肺がん検診等の既存検診の活用に伴い、患者に対し新たに自己負担が課せられるのではないかと懸念がある。試行調査の実施に当たっては、患者の自己負担が生じることのないよう国において措置すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 石綿ばく露の評価においては、胸部CT検査の活用が胸膜ブランク等の確認に極めて有用である。試行調査の実施に当たっては、胸部CT検査についての使用制限を設けることなく、各自自治体により胸部CT検査に係る対応に格差が生じることのないよう行うべきと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

3 胸部CT検査等の画像読影の結果、石綿関連疾患であると疑われ、病理組織診断等の精密検査を実施する場合、自己負担が生じることのないよう国において措置すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 試行調査は、石綿健康被害の広がりを考慮すれば対象地域を幅広くする必要があると考える。対象地域について、どのような基準で選定し、今後、対象地域となることを希望する自治体には、どのような手続が求められるのか政府の見解を明らかにされたい。

5 患者、住民及び多くの自治体からも、恒久的な健康管理制度の確立が求められている。また、本試行調査が、「石綿検診（仮称）の実施を見据えたモデル事業」と位置付けられるものと承知している。「恒常的な石綿検診（仮称）」の制度化に向けた展望及び具体的なスケジュールをどのように考えているのか、政府の見解を示されたい。

6 「恒常的な石綿検診(仮称)」の制度化に当たっては、費用負担を含めた国の関与及び検診等の内容を従来の健康リスク調査より後退させないことが最低限必要であると考え、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八九第三二八号
平成二十七年五月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員田島一成君提出石綿健康被害救済対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田島一成君提出石綿健康被害救済対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「国の責任」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、政府としては、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等の法令に基づき、石綿の飛散防止対策、石綿による労働者の健康障害を防止するための対策等に取り組んできているところである。

一の2について

お尋ねの「包括的な石綿健康被害の実態把握のための健康調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十八年度から平成二十六年までにかけて、過去に一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があり、調査への協力が得られた自治体を対象として、「石綿の健康リスク調査」を実施したところである。また、平成二十七年から、将来的な「石綿検診(仮称)」の実施を見据え、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」(以下「試行調

査」という。)を実施している。

なお、労働者の石綿に対するばく露については、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)により、事業者は、石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者等に対して、医師による健康診断を行い、有所見者の数等を記載した石綿健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされており、政府としては、これらの健康診断を実施した事業場及び当該事業場における有所見者数等について把握しているため、労働者の石綿健康被害の実態把握のための健康調査を進める必要はないと考えている。

一の3について

石綿を使用している建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散防止については、大気汚染防止法に基づき、解体等作業の届出や作業基準の遵守等を義務付けている。また、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成十九年八月環境省水・大気環境局大気環境課を策定し、倒壊・破損した建築物や復興活動における解体等作業からの石綿の飛散防止等として、応急措置や解体前の調査の留意点、解体等作業の方法等を示している。

また、建築物等の解体等から発生した廃棄物の処理に伴う石綿の飛散防止については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)により、石綿を含有する廃棄物を適正に処理するための基準の遵守等を義務付けている。

さらに、労働者が石綿等にはく露することの防止については、石綿障害予防規則により、事業者は、建築物等の解体等の作業に労働者を従事させるときは、呼吸用保護具を使用させなければならぬ等の必要な措置を事業者が義務付けており、厚生労働省において、同規則の遵守の徹底を図っている。

なお、東日本大震災においては、環境省において、ホームページ等による石綿に関する基礎知識の情報提供、ボランティア等に対する防じんマスク着用の普及啓発、大気濃度調査の定期的な実施等を行ったところである。また、厚生労働省の都道府県労働局において、災害復旧工事に係る作業を行う関係事業者及び労働者に対し、防じんマスクの配布を行うとともに、がれき処理作業等に当たるボランティア等から防じんマスクの配布について要望があった場合には、弾力的に対応したところである。

二の1について

御指摘の「指定疾病の拡大や補償給付額の増額」については、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の施行後、平成二十二年に指定疾病を追加するなどの見直し及び検討を行ってきたところであり、今後とも、同法の施行状況を踏まえた適切な対応を進めてまいりたい。

二の2について

お尋ねについては、最新の医学的知見、海外の状況等の情報の収集を行っているところである。

二の3について

お尋ねの見直し作業に参加する者については、今後検討していくこととしている。

二の4について

お尋ねの「総合的な支援策の意味するところが必ずしも明らかではないが、石綿にはく露する作業に従事したことにより疾患を発症した労働者及びその遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、必要な給付を行っているところである。また、労働者災害補償保険法等の対象とならない者であつて石綿による健康被害を受けたもの及びその遺族に対しては、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図っているところである。

さらに、工場周辺住民、労働者及びその家族等に対しては、試行調査において新たに保健指導を実施することとしている。

三の1及び3について

試行調査においては、肺がん検診及び精密検査の自己負担に係る支援を行うこととしている。

三の2について

御指摘の「胸部CT検査」については、試行調査の対象地域において、調査対象者が希望する場合は、実施することとしている。

三の4について

試行調査の対象地域については、アンケートを毎年度行うことにより、全市町村の意向を把握した上で決定することとしている。

三の5及び6について

将来的な「石綿検診(仮称)」の具体的な在り方については、試行調査の実施状況を踏まえながら、今後、検討してまいりたい。

平成二十七年五月十三日提出
質問 第二二九号

補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問
主 意 書

提出者 仲里 利信

補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問
主 意 書

二〇一四年に朝日新聞社が沖縄戦をテーマに発行した小中高生向けの補助教材「知る沖縄戦」について、一部の報道や政治家が「内容が一面的と批判したことを受けて、文部科学省はそれまでの国会答弁や各都道府県教育委員会への留意事項を一方的に見直した。このことについて、沖縄県民は、二〇〇六年度

の高校日本歴史教科書の検定において、沖縄戦での「日本軍による集団強制自決の記述を政府が一方的に削除したことと重ね合わせて、政府がまたもや教科書を一方的に変更しようとしているとして強く反発するとともに、是正の抗議や申し入れを行っている。

そこでお尋ねする。

一 朝日新聞社は、沖縄戦の実相を体験者の証言から次代を担う若い世代に正しく伝承することを目的に、補助教材としての「知る沖縄戦」を制作した。制作に当たっては、県内の戦争体験者や心ある若い世代、「ひめゆり平和祈念資料館」等の全面協力を得ており、その内容は事実を捻じ曲げたり、特定の目的で編集されたものではない。したがって、言われるところの偏向した内容の教材とは到底考えられないがどうか。

二 朝日新聞社が制作した補助教材の「知る沖縄戦」は、教員間の口コミや新聞紙上での社告により三十八万部増刷し、いまだに問い合わせが絶えない状況である。このことは、沖縄戦が多数の住民を巻き込み悲惨な結果をもたらした唯一の地上戦であったこと、その実相を知り、後世に正しく伝承していくことは我々の世代の責務であること、戦争を回避できなかった理由や軍人より住民に多数の犠牲者が出た理由を教訓として学び、平和な社会を構築・維持する必要があることなどの認識が問い合わせた方々の根底にあり、補助教材として適切であるとの評価が確立したものと思われるがどうか。

三 二〇一四年十月二十九日の衆議院文部科学委員会において、下村博文文部科学大臣は「知る沖縄戦」の記述全体の内容までは、私自身まだ現時点で全部を読み込んでおりません」、「全文を読んでみたいと思います」と答弁する一方で、「報道等によると、光と影の、影の部分しか記述がないのではないかと」も答弁している。なぜ全部の内容を承知していないのにも関わらず、報道を引用しながらではあるがその内

容を否定する発言を行い、「知る沖縄戦があたかも偏向しているが如く答弁できるのか。

四 二〇一五年三月四日、文部科学省初等中等教育局長は、都道府県教育委員会等に「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」を发出した。その内容は、「最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されている。このため、その取扱いについての留意事項等を改めて下記のとおり通知する」となっている。この「通知」の中の「適切と言えない補助教材の使用の事例」に、朝日新聞社制作の「知る沖縄戦」は該当するののか。

五 上記四で記載した「通知」においては、文末で「各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することにならないよう、留意すること」とある。朝日新聞社制作の補助教材「知る沖縄戦」は、「有益適切な補助教材」に該当すると思われるがどうか。

六 朝日新聞社制作の補助教材「知る沖縄戦」は、上記四での質問で「適切と言えない補助教材の使用の事例」に該当するものではないとされ、さらに上記五の質問で「有益適切な補助教材」に該当するのであれば、二〇一四年十月二十九日の衆議院文部科学委員会での下村博文文部科学大臣の答弁や、二〇一五年三月四日付けの文部科学省初等中等教育局長名で发出した「通知」に起因した「同補助教材の使用の自粛等の悪影響」を早急に解消する責任と必要性が政府にあるのではない。

七 二〇一四年十月二十九日の衆議院文部科学委員会において、下村博文文部科学大臣は沖縄戦における大田実中將の「沖縄県民スク戦ヘリ」という、いわゆる決別電文のことを、「知る沖縄戦」に「書き込む」など「バランスをとったことがあれば問題ないと思う」と答弁した。しかし、大田実中將のこの電文については、下村博文文部科学大臣の言う「沖縄の方々の思

い」を表したという解釈とは別に、大田実中將の上司に当たる牛島満大將（第三十二軍司令官）の沖縄県民スパイ視に対する反論であったとする解釈が存在している。大田実中將の長男の大田英雄氏がその著作「父は沖縄で死んだ」（高文研、一九八九年）で明らかにしたもので、沖縄戦研究者の間では周知の事柄となっている。

ところで、下村博文文部科学大臣は、常々、意見や評価の異なる史実がある場合には両論併記のバランス論を原則とする旨掲げていると承知している。ところが、本件では一方の解釈のみに依拠した見解をもつて、「知る沖縄戦」を批判するかのような答弁をしたことになるがどうか。

また、現時点においても、上記の答弁を妥当と考えるか。

内閣衆質一八九第二九号

平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員仲里利信君提出補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から六までについて
小学校、中学校、高等学校等における教科用図書以外の図書その他の教材（以下「補助教材」という。）については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により、補助教材で有益適切なものは、これを使

用することができることとされており、また、公立の学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十三条第二項の規定により、教育委員会は、学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとすることとされている。このように、各学校において使用する個々の補助教材が有益適切であるか否かについては、各学校又はその設置者等において判断されるものである。御指摘の「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」は、「多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと」など、その判断に当たつての留意事項を示したものであり、各学校又はその設置者等において、当該通知も踏まえつつ、補助教材の使用に係る判断が適切に行われることが重要であると考えている。

三について

御指摘の文部科学大臣の答弁については、御指摘の「知る沖縄戦」に関する報道内容等を踏まえて当該答弁の時点における所感を述べたものであり、「知る沖縄戦」の補助教材としての適否について答弁したものではない。

七について

御指摘の文部科学大臣の答弁については、補助教材の取扱いに関し、児童生徒が多面的、多角的に考察し公正に判断することができるよう留意して指導に当たることがある旨を答弁したものであり、御指摘の「知る沖縄戦」を批判するかのような答弁というものには当たらない。

平成二十七年五月十四日提出
質 問 第 二 三 〇 号

選管ホームページに選挙公報を継続して掲載
することに關する質問主意書

提出者 初鹿 明博

選管ホームページに選挙公報を継続して掲
載することに關する質問主意書

二〇一一年、当時の片山総務大臣が「ホーム
ページに選挙公報として掲載することは法的には
可能だと思えます」という国会答弁をしましたこ
とが契機となり、総務省が、全国の選管に対し
て、選管ホームページに選挙公報をウェブ掲載す
ることを認める通知を出しました。

この通知を受けて、選挙公報のウェブ掲載が全
国で始まり、選挙期間中、有権者は選挙公報を選
管のホームページ上で見ることが出来るようにな
り、利便性が高まりました。

しかしながら、ほとんどの自治体の選管は選挙
が終わると選挙公報をホームページに掲載するこ
とをやめてしまっていて、各議員が選挙時にどの
ような公約を掲げていたのか、そして、その公約
を履行しているかどうかを、有権者が任期の途中
で確認することが出来なくなっています。

このような対応がされている理由は、総務省が
「掲載期間は投票日当日までとするのが適当で
ある」と通知に記載していることによるのです。

ウェブ掲載を投票日当日までとする理由とし
て、公職選挙法第七十条において、選挙公報
は、選挙の期日前二日までに配布することとされ
ている一方で、選挙公報の選挙管理委員会ホーム
ページへの掲載については、同法第六条の規定に
基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環と
して行うものであることから、掲載する期日につ
いては同法第七十八条の二の規定において

「選挙の期日後速やかに撤去しなければならない」
とされており、選挙公報についても選挙運動用ポ
スターに準じた取り扱いとすることが望ましいか
らとしています。

しかし、上述した通り、選挙公報は各候補者の
公約が記されており、後日、それが履行されてい
るかどうかを確認するための数少ない材料となる
ものであるため、顔写真しかないポスターと同列
に扱うべきものではないと考えます。

また、各選管が選挙が実施されることに発行し
ている「過去の選挙の記録」という冊子には、「過
去の選挙結果のデータの一つ」という位置付け
で、選挙公報が掲載されていることが多い実情が
あります。

冊子で行われていることがホームページ上では
ダメだという合理的な理由はございません。

つきましては、各議員が公約を実現出来てい
るかどうか確認できるように、少なくとも次の選挙
までの間、選管のホームページで掲載し続けるこ
とが基本となるように、選挙公報のウェブ掲載を
投票日当日までとすることが適当だとする通知を
見直すべきだと考えますが、ご所見を伺います。
右質問する。

内閣衆質一八九第三三〇号
平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出選管ホームページに
選挙公報を継続して掲載することに關する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出選管ホームページに
選挙公報を継続して掲載することに關する質問
に対する答弁書

選挙公報の選挙管理委員会のホームページへの
掲載については、選挙公報が掲載順序をくじで定
める等全ての候補者等に対して平等公正な取扱い
とすることを確保する仕組みの下に発行されるも
のであることに鑑み、当該ホームページにアクセ

スした時には選挙公報がページ単位で、又は全体
を一括した形で画面に表示される設定とする等、
候補者等を平等に取り扱い、選挙の公正を害さな
い形式で行われるものであれば、有権者に対する
啓発、周知活動の一環として行うことは可能であ
ると解され、また、その場合の掲載期間について
は、選挙運動用ポスターの取扱いに準じて投票日
当日までとすることが適当であると解されたこと
から、「選挙公報の選挙管理委員会ホームページ
への掲載に關する質疑応答集について」(平成二十
四年三月二十九日付け総行選第八号総務省自治行
政局選挙部選挙課長通知)により、その旨を各都
道府県選挙管理委員会に通知するとともに、各市
区町村選挙管理委員会への周知を依頼したところ
である。

一方、特定の選挙の啓発、周知活動の一環とし
て行うものではなく、御指摘のように過去の選挙
に關する記録として、投票日の翌日以降、選挙公
報を選管管理委員会の記録用のホームページに掲
載することについては、次回以降の選挙に係る選
挙公報と混同されたり、選挙の公正を害するおそ
れのない形式で行われるものである限り、差し支
えないものと考ええる。

平成二十七年五月十四日提出
質 問 第 二 三 一 号
合計特殊出生率の算出方法に關する質問主意
書

提出者 初鹿 明博

合計特殊出生率の算出方法に關する質問主
意書

我が国の少子化の目安とされている合計特殊出
生率の算出方法について、以下の点について政府
の見解を伺う。
一 平成二十四年六月十二日付東北大学報道資料
「二〇一一年の出生率、本当は大部分の県で上
昇または横ばい」厚生労働省による合計特殊

出生率の計算方法の問題点を改善」(以下「東
北大学資料」という。)は、厚生労働省人口動態
統計について、「都道府県別の合計特殊出生率
は、二〇一〇年など国勢調査の行われた年は、
分子の出生数、分母の女性人口とも日本人の
データを用いているが、二〇一一年など国勢調
査の行われていない年では、分子の出生数は日
本人のデータであるのに対し、分母の女性人口
については資料の制約から外国人を含む総人口
のデータを用いている」と指摘しているが、こ
れは事実か。

二 一に係る東北大学資料の指摘が事実であるな
らば、国勢調査が行われた年は分母に外国人が
含まれないために都道府県別の合計特殊出生率
はそうでない年と比較して高く出ることにな
る。

このように年によつて都道府県別の合計特殊
出生率算出の前提となるデータが異なること
は、都道府県別の合計特殊出生率の経年比較に
適さないと考えるが見解を伺う。

三 より正確な数字を求めるとしたら、国勢調査
が行われた年のように分母、分子ともに日本人
のデータを用いて都道府県別の合計特殊出生率
の算出を行う必要があると考える。

いづれにしても、都道府県別の合計特殊出生
率については、国勢調査が行われる行われな
いに限らず、毎年、同じ方法で算出するように統
一すべきだと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質一八九第三三一号
平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出合計特殊出生率の算
出方法に關する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出合計特殊出生率の算出方法に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

人口動態調査における都道府県別の合計特殊出生率については、現在、国勢調査が行われた年は、都道府県別年齢別の日本人女性の人口を用いて算出しているが、同調査が行われていない年は、都道府県別年齢別の日本人女性の人口を把握できないため、女性の総人口を用いて算出しており、経年比較に一定の制約があることは事実である。

次回国勢調査が行われる平成二十七年以降においては、総務省において、日本人女性の人口を都道府県別年齢別に推計し、公表する予定であることから、同年以降においては、同調査が行われていない年についても、同調査が行われた年と同様の方法で都道府県別の合計特殊出生率を算出してまいりたい。

平成二十七年五月十四日提出
質問 第二三二号

高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書

ゴールデンウィーク中、神奈川県警は高速自動車国道等の路側帯走行について、ヘリコプターを使用した大々的な取締りを行い、四輪車一台、二輪車数十台を摘発したとの報道がなされています。

車両は、路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならないとされており、これは高速自動車国道等においても同様です。特に高速自動車国道等の路側帯は事故や車両故障等の際の退避場所としても重要であるほか、

緊急車両が通行する場合もあるので、違法な路側帯走行を取り締まることは大変重要であると思います。また、安易に路側帯を走行する車と、真面目に渋滞の列に並んでいる車との間で到着時間に大きな差が生じることは不公平なことであり、見過ごすことはできません。

しかしながら、高速自動車国道等の路側帯の走行が認められていないために、二輪車が渋滞中に追い越しをする際、四輪車と四輪車の間をすり抜けるような運転をすることにつながっているのではないのでしょうか。このような運転は、四輪車と二輪車の接触事故の危険性を高めるおそれがあると考えます。

事故を減少させるという観点からすれば、高速自動車国道等において、二輪車が路側帯を走行して追い越しをすることを認める必要があると考えますが、見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一八九第二三二号
平成二十七年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問に対する答弁書

高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）の路側帯は、車道の効用を保つなどのために設けられている道路の部分であり、車両の通行の用に供する前提で区画されたものではない

ため、お尋ねの二輪車が路側帯を走行して追い越しをすること（を認めることは困難である。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（第三条）

第三章 水銀鉱の掘採の禁止（第四条）

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第五条―第十八条）

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置（第十九条）

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第二十条）

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置（第二十一条・第二十二条）

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第二十三条・第二十四条）

第九章 雑則（第二十五条―第三十条）

第十章 罰則（第三十一条―第三十五条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国家的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための

水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む有する物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項 二 水銀等による環境の汚染を防止するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項 三 その他条約の確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項 三 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。 四 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 五 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。 第三章 水銀鉱の掘採の禁止 第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置 (特定水銀使用製品の製造の禁止) 第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)が、同項の許可(第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。)に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。 (特定水銀使用製品の製造の許可) 第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。 二 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類	及びその数量 三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途 四 その他主務省令で定める事項 三 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。(欠格事由) 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者 三 成年被後見人 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち、前三号のいずれかに該当する者があるもの(許可の基準) 第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (変更の許可等) 第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。 二 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 (許可の取消) 第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。	一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。 二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (承継) 第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。 二 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 (特定水銀使用製品の使用の制限) 第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。 (新用途水銀使用製品の製造等の基本原則) 第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品(以下「新用途水銀使用製品」という。)については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売(以下「製造等」という。)をしてはならない。 (新用途水銀使用製品の製造等に関する評価) 第十四条 新用途水銀使用製品(新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であつて、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。)の製造等を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならない。 二 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。 三 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを環境大臣に送付するものとする。 四 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べることができる。 (新用途水銀使用製品に係る勧告) 第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者(以下「新用途水銀使用製品届出者」という。)に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な勧告をすることができる。この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勧告しなければならない。	平成二十七年五月二十六日 衆議院会議録第二十八号 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び同報告書
---	--	---	--

(国の責務)

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第十七条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

(貯蔵の指針等)
第二十一条 主務大臣は、水銀等(その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの)に限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。)を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これ

を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十二条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置

(管理の指針等)

第二十三条 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者(以下「水銀含有再生資源管理者」という。)がその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

を述べることができる。

(管理に関する報告)

第二十四条 水銀含有再生資源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生資源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第二十七条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

二 第六条第一項若しくは第九条第一項の許可、第十条の規定による許可の取消し、第九条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第二項の規定による届出の受理、第十五条、第二十一条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による勧告、第二十四条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による報告の受理、第二十五条の規定による報告の徴収又は第二十六条第一項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣
三 第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定による指針の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣
四 前条の規定による資料の提出及び説明の求めに関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び当該求めの対象となる者の行う事業を所管する大臣
2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。
一 第二条第二項の主務省令については、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令

二 第六条第二項又は第九条第一項若しくは第二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令

三 第十三条又は第十四条第一項若しくは第二項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び新用途水銀使用製品の製造等に係る事業を所管する大臣の発する命令

四 第二十二條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣の発する命令

五 第二十四條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣の発する命令

六 次条第一項の主務省令については、同項の主務大臣の発する命令

(権限の委任)
第二十九條 第二十二條第一項及び第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む)、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十六條第一項の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第二十一條第三項、第二十二條第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む)及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)
第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十一條 第四條の規定に違反した者は、五年

第三十條 罰則

平成二十七年五月二十六日 衆議院會議録第二十八号 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び同報告書

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により第六條第一項又は第九條第一項の許可を受けた者

三 第十二條の規定に違反した者
四 第十九條の規定に違反した者
五 第二十條の規定に違反した者

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第二十六條第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十一條の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同條の罪についての時効の期間に

よる。
第三十五條 第九條第二項又は第十一條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六條から第十八條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五條から第十二條まで、第二十五條(許可製造者に係る部分に限る。)及び第二十六條(許可製造者に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに附則第三条の規定 平成三十二年十二月三十一日まで

の間において政令で定める日
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一條第一項の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者(この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一條の三の規定により取得した者を含む。)は、第四條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘採することができる。この場合において、その者は、その掘採した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品(第六條第一項の許可(第九條第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)又は外国為替及び外国貿易法第五十二條の輸入の承認を受けたものを除く。)以外の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九條に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にのみ供する者に譲り渡し、又は廃棄物(廃棄物処理法第二條第一項に規定する廃棄物をいう。)として処分し、若しくはその処分を他人に委託しなければならない。

第三條 第十二條の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同條の規定は、適用しない。

(政令への委任)
第四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(鉱業法の一部改正)
第五條 鉱業法の一部を次のように改正する。
第三條第一項中「水銀鉱」を削る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の施行前に鉱業法第二十一條第一項の規定により設定された水銀鉱の掘採に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、附則第二条の規定により水銀鉱を掘採する者については、同條に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前條の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に鉱業法第二十一條第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の出願は、されなかつたものとみなす。

(鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)
第七條 附則第五條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況につい

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣は、水銀及びその化合物(以下「水銀等」という。)による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。
- 2 何人も、水銀鉱を掘採してはならないものとする。
- 3 特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、主務大臣は、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとする。
- 4 既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければ、その製造又

は販売をしてはならないものとする。

5 国、市町村及び事業者は、水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

6 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならないものとする。

7 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならないものとする。

8 主務大臣は、規制を行うことが特に必要な水銀等を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)が、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとする。ことに、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勧告し、必要な勧告ができるものとする。また、一定の要件に該当する水銀等貯蔵者は、定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならぬものとする。

9 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者(以下「水銀含有再生資源管理者」という。)が、その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めるものとする。ことに、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勧告し、必要な勧告ができるものとする。また、水銀含有再生資源管理者は、定期的に、主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならぬものとする。

10 この法律は、一部の規定を除き、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

と。

二 議案の可決理由

本案は、条約の的確かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、民主党・無所属クラブ、維新の党及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十七年五月二十二日

環境委員長 北川 知克

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画については、関係行政機関の一層の連携のもと、地方公共団体及び関係事業者等の意見を十分反映した上で早期に策定するとともに、水銀等による環境の汚染の防止に関する措置が総合的かつ一体的に推進されるよう十分配慮すること。また、適時適切に計画の見直しを行い、その実効性を中長期的に担保していくこと。

二 水銀使用製品が廃棄物となつた際の適正な回収・処理を確実に行的ていくため、国は回収等の枠組みの構築に積極的に関与するとともに、水銀使用製品の製造・輸入者に対し、製品を製造・輸入した責任を踏まえ積極的に回収を促す等の措置を講ずること。また、廃金属水銀等の長期的管理において、国は積極的に関与し、国民の安全と安心を確保していくこと。

三 水銀による環境の汚染を防止するためには水銀に関する正しい知識が重要であることに鑑

み、官民一体となつてその知識の普及啓発に取り組むこと。

四 水銀使用製品が廃棄物となつた際の適正な回収を徹底していくため、積極的な広報に努めるとともに、普及啓発を効果的に行的ていくこと。その際、財政的支援を含め市町村等の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めること。

五 退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行うスキームを早期に構築、実施すること。

六 水俣病の経験と教訓を踏まえ、国際的な水銀対策を牽引すべき我が国は、水銀を多く使用・排出している途上国の水銀に関する水俣条約への参加を促進するため、能力形成及び技術援助等の支援により貢献していくこと。また、我が国の優れた水銀の使用・排出低減技術やリサイクルシステム等の水銀管理技術の海外展開を図っていくための体制を構築し、世界的な水銀使用の低減に寄与していくこと。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

大気汚染防止法の一部を改正する法律
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一―第十八条の二十五)」を「第二章の四 水銀等の排出の規制等(第十八条の五 有害大気汚染物質対策の推進(第十

二十一第十八条の三十五」に改める。
八条の三十六第十八条の四十」に改める。

第一条中「規制し」の下に、「水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じん」を、「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次

に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等
(施策等の実施の指針)

第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

(排出基準)
第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量(以下「水銀濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(水銀排出施設の設置の届出)
第十八条の二十三 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 水銀排出施設の種類の
- 四 水銀排出施設の構造
- 五 水銀排出施設の使用の方法
- 六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
(経過措置)
第十八条の二十四 一の施設が水銀排出施設とな

つた際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)であつて水銀等を大気中に排出するものは、当該施設が水銀排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。
(排出基準の遵守義務)
第十八条の二十八 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者(以下「水銀排出者」という。)は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(水銀排出施設の構造等の変更の届出)
第十八条の二十五 第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十三第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善勧告等及び改善命令等)
第十八条の二十九 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 第十八条の二十三第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(計画変更命令等)
第十八条の二十六 都道府県知事は、第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十二の排出基準(以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十八条の二十三第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
(水銀濃度の測定)
第十八条の三十 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
(準用)
第十八条の三十一 第十条第二項の規定は、第十八条の二十七の規定による実施の制限について準用する。

第十八条の二十七 第十八条の二十三第一項の規定による届出をした者又は第十八条の二十五第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を

2 第十一條及び第十二條の規定は、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十四第一項の規定による届出をした者について準用する。
3 第十三条第二項の規定は、第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十二 工場又は事業場に設置される水銀等を大氣中に排出する施設(水銀排出施設を除く。)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの(以下この条において「要排出抑制施設」という。)を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大氣中への排出に關し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大氣中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の三十三 前条に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大氣中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにとともに、国が実施する水銀等の大氣中への排出の抑制に關する施策に協力しなければならない。

(国の施策)

第十八条の三十四 国は、我が国における水銀等の大氣中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること、水銀等の大氣中への排出の抑制のための技術に關する情報を収集整理し、その成果の普及を図ることその他の水銀等の大氣中への排出の抑制に關する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の三十五 地方公共団体は、事業者に対し、水銀等の大氣中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民に対し、水銀等の大氣中への排出の抑制に關する知識の普及を図るよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは」を「解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」に改め、「施工する者」の下に「若しくは水銀排出施設を設置している者」を、「特定粉じん排出等作業の状況の下に」を「水銀排出施設の状況」を加え、「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場を」を「解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場」に、「建築物等その他の」を「建築物等、水銀排出施設その他の」に改める。

第二十七条第一項中「又は特定粉じん発生施設を」を「特定粉じん発生施設又は水銀排出施設」に、「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に、「又は第十八条の十三第一項を」を「第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項に」に、「又は第十八条の十三第二項を」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項に」に、「並びに第十八条の六から第十八条の九まで」を「第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十三から第十八条の二十七まで」に改め、同条第二項中「又は第十八条の十三第二項を」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第一項に」に、「又は第十八条の六を」を「第十八条の六、第十八条の二十三又は第十八条の二十五」に改め、同条第三項中「又は第十八条の八を」を「第十八条の八又は第十八条の二十六」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第十八条の二十九第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令」を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん排出等作業」を「特定粉じん排出等作業若しくは水銀排出施設」に、「若しくは粉じん」を「粉じん若しくは水銀等」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十九の下に」を「第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項」を加え、同条第二号中「及び第十五条の第二

項」を「第十五条の第二項及び第十八条の二十九第二項」に改める。

第二十九条中「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に改める。

第三十条中「揮発性有機化合物」の下に「水銀等」を、「關する研究」の下に「及び国際協力」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「条例」を「水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大氣中への排出に關し、並びに水銀排出施設以外の水銀等を大氣中に排出する施設について、その施設に係る水銀等の大氣中への排出に關し、条例」に改める。

第三十三条中「又は第十八条の十一」を「第十八条の十一、第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」に改める。

第三十四条第一号中「又は第十八条の十五第一項を」を「第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」に改める。

第三十五条第一号中「又は第十八条の七第一項」を「第十八条の七第一項又は第十八条の二十四第一項」に改め、同条第二号中「又は第十八条の九」を「第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同条第三号中「第十六条」の下に「又は第十八条の三十」を加える。

第三十六条中「前四条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第三十七条中「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、水銀に關する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第九十条の十二第一項第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に關する法律の一部改正)

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号及び第五号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。

理由

水銀に關する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大氣中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大氣汚染防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、水銀に關する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 目的の規定に条約の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀及びその化合物(以下「水銀等」という。)の排出の規制を追加すること。
- 2 水銀等の大氣中への排出の抑制に關する施

策その他の措置は、条約的確かつ円滑な実施を図るため、水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないものとする。

3 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、条約の規定に基づき規制が必要な施設（以下「水銀排出施設」という。）の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めるものとする。

4 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、水銀排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

5 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。

6 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止等の措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

7 都道府県知事は、6の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとすること。

8 水銀排出施設以外の施設で、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取組を実施することを責務として求めることとする。

9 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、条約的確かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、民主党・無所属クラブ、維新の党及び生活の党と山本太郎となかまたちの共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年五月二十二日

環境委員長 北川 知克
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 水銀に関する水俣条約の趣旨を積極的に捉える観点から、要排出抑制施設の設置者の自主的取組のみならず、実効的な水銀等の大気への排出抑制策となるよう、中央環境審議会等の評価を踏まえ必要に応じた措置を随時講ずること。

二 水銀等の大気への実効的な排出抑制を実現するため、事業活動に伴う水銀等の大気への排出の状況に大幅な変化が見込まれる場合には、臨機応変に排出規制・排出抑制措置が講じられる

よう、制度の在り方について検討すること。

三 国が水銀等の大気中への排出状況を把握することは、水銀に関する水俣条約で規定される目標の作成においても必要不可欠なものであることに鑑み、事業者が水銀等の大気中への排出状況の報告を求めるための実効ある枠組みを構築すること。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律

（道路運送車両法の一部改正）

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものを「乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一條の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定める」に、同条第七項」を「第九十四條の五第七項」に改める。

第十一條第一項中「長。以下この条の下に（次項第三号及び第三項を除く。）を加え、同条第二項中「自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九條第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が

困難となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第三十九條第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。

二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。

三 次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。

第十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。

第十九條の見出しを「自動車登録番号標の表示の義務」に改め、同条中「国土交通省令で定めるところにより」を削り、「及びこれを」を「国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に、」を見やすいように「を」の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査）

第二十四條の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2 機構は、確認調査を行ったときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定

めるところにより国土交通大臣に通知しなければならぬ。

3 国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により確認調査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、確認調査を自らも行うこととすることができる。

4 国土交通大臣が前項の規定により確認調査を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる確認調査を行わないこととする場合における確認調査の引継ぎに関する所要の事項は、国土交通省令で定める。

第三十六条中「国土交通省令で定めるところにより臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければ」を「次に掲げる要件を満たさなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二 臨時運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第二項中「国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けた」を「次に掲げる要件を満たす」に、「当該回送運行許可証」を「当該許可」に、「これ」を「当該回送運行許可証」に改め、同項に次の各号を加える。

一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

と。

二 回送運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第八項を削り、同条第七項中「現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下「及び」という。))を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「正当な理由がないのに、前項の規定を」第三項の規定により許可に付した条件」に改め、同条を同条第三号とし、同条を同条第八項とし、同条第六項中「回送運行許可証の」を「当該許可の」に、「は、その日から三日以内、当該」を「又は次項の規定により許可を取り消されたときは現に交付を受けている」に、「これに係る回送運行許可番号標を」を「現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。))の全部を、同項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内(同項の規定により許可を取り消されたときは又は同項の規定による命令を受けたとき又は同項の規定による命令を受けたときにあつては、その通知を受けてから五日以内)に、それぞれに改め、同条を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「その有効期間を」交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

第三十六条の二第九項中「第七項」を「前項」に

改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改める。

第六十三条の二第六項中「独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。))を「機構」に改め、同条第七項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の三第五項及び第六項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の四第一項中「輸入した自動車製作者等」の下に「(当該基準不適合自動車の装置(後付装置を除く。以下この項において同じ。))のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む」を、「届出をした自動車製作者等」の下に「(当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。))」を加える。

第六十四条中「研究所」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「国土交通省令で定める位置に」を削り、「表示し、かつ、その」を「国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該に、」を見やすいように」を「識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第七十四条の二の見出しを「(道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)」に改め、同条第一項中「自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。))を「機構」に改め、同条第二項中「検査法人は」を「機構は、」に改め、同条第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の三第六項及び第七項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の四「第七十五条の二」を「第七十五条の三」に、「第七十五条の四」を「第七十五

条の五」に改める。

第七十五条第三項中「規定により」の下に「その型式について指定を受けた特定共通構造部(同項に規定する特定共通構造部をいう。))の当該指定に係る構造、装置及び性能並びに第七十五条の三第一項の規定により」を加える。

第七十五条の四の見出しを「(型式についての指定に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査)」に改め、同条第一項中「及び第七十五条の二第一項」を「第七十五条の二第一項に規定する特定共通構造部の型式についての指定及び第七十五条の三第一項」に、「当該自動車」を当該自動車及び当該特定共通構造部に、「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の三の見出しを「(特定共通構造部及び特定装置の表示)」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に、「特定装置」を「特定共通構造部又は特定装置」に、「同項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定装置」を「特定共通構造部又は特定装置」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二第四項中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同条第七項中「場合には、」の下に「第七十五条第三項後段及び」を加え、同条を第七十五条の三とする。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(共通構造部の指定)

第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第四十一条各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの(以下この項及び第四項において「共通構造部」という。))のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動

第六条第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同条第二項中「検査法人」を「機構」に、「四人」を「五人」に改める。

第七条第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理事のうちから理事長が指名する者一人

は、第十二条第一号に掲げる業務(道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき行うものに限る。)、第十二条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第九条第二項中「検査法人」を「機構」に、「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改める。

第十条及び第十一条中「検査法人」を「機構」に改める。

第十二条中「検査法人」を「機構」に改め、同条第一号中「自動車」の下に「共通構造部(道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。及び自動車の装置を加え、(道路運送車両法第七十五条の四第一項に基づきくものを除く。))」を削り、同条第二号中「前号」を「各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。

三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十三条第一項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十四条中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「(道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき審査に係る業務を除く。))」を加える。

第十五条の見出し中「審査事務」を「審査事務等」に改め、同条中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「及び第十二条第二号に掲げる業務」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)
第十五条の二 機構は、第十二条第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十六条第一項及び第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十七条第一項中「この法律を施行するため必要があると認めるときは、検査法人に対し、そのを」第十二条第一号及び第二号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該に、「検査法人の」を「機構の」に改める。

第十八条、第二十条及び第二十一条中「検査法人」を「機構」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両法第六十三条の四第一項の改正規定並びに附則第十二条第二項及び第三項並びに第十九条の規定 公布の日

二 第一条中道路運送車両法第七條第三項、第十一條、第九十四條の五第七項及び第九十五條の二の改正規定、同法第八條第一号の改正規定(「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める部分に限る。)、並びに同法第九條第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定

定 平成二十八年三月三十一日までの間に置いて政令で定める日
(確認調査に関する経過措置)
第二条 国土交通大臣は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法(次条において「新道路運送車両法」という。第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日以下「指定日」という。の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査(同項に規定する確認調査をいう。附則第十条において同じ。))を自ら行うものとする。

(回送運行の許可に関する経過措置)
第三条 新道路運送車両法第三十六条の二(新道路運送車両法第三十六条の二)において、

国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

(職員の引継ぎ等)
第四条 施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)の職員となるものとする。

2 前項の規定は、内閣府の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者について準用する。

路運送車両法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に新道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けた者について適用し、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法(以下「旧道路運送車両法」という。))第三十六条の二第一項(旧道路運送車両法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の許可を受けている者については、なお従前の例による。この場合において、旧道路運送車両法第三十六条の二第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

次に掲げる要件を満たすものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。
二 回送運行許可証を備え付けていること。

五 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため

退職したことみなす。

第六條 附則第四條の規定により内閣府又は国土交通省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。附則第十四条第一項において同じ。)としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続き機構の職員となった者のうち施行日又は指定日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで内閣府又は国土交通省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した

退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七條 附則第四条の規定により機構の職員となった者であつて、施行日の前日又は指定日の前日において内閣総理大臣若しくは国土交通大臣又はそれらの委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日又は指定日において、それぞれ同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、それぞれ施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第八條 施行日の前日又は指定日の前日において現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、施行日又は指定日において、それぞれ労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び

第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会

の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の有する権利義務の承継)

第九條 施行日の前日又は指定日の前日において、第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法第十二條第三号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継する。

(国有財産の無償使用)

第十條 国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に道路運送車両法第二章に規定する自動車の登録に関する確認調査に使用されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(研究所の解散等)

第十一條 独立行政法人交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の時に

4 研究所の平成二十七年四月一日に始まる事業

年度(以下この条において「最終事業年度」という。)及び平成二十三年四月一日に始まる独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号。以下「通則法」という。)第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

5 研究所の最終事業年度に係る通則法第三十八條の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

6 研究所の最終事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十六條の規定による、廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号。次条第一項において「旧交通安全環境研究所法」という。)第十六條の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人自動車技術総合機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における第十二條」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号。第十二條)とする。」

における解散の登記については、政令で定める。
(機構への出資)

第十二条 前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第七項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧交通安全環境研究所法第十六条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
(非課税)

第十三条 附則第十一条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第十四条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号。以下この条において「平成十八年整備法」という。))附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限り、(で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、そ

の者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き研究所の職員として在職する者に限る。))が、引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き研究所の職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。))の支給を受けているときは、この限りでない。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第十五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
--	--

通則法第五十条の四第一項	の中期目標管理法人役職員であつた者(道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年改正法」という。))附則第十一条第一項の規定
管理法人役職員であつた者	

通則法第五十条の四第二項第一号	であつた者	定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号))の施行の日以後のものに限る。以下「旧研究所」という。の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。))
通則法第五十条の四第二項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。))
通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと(平成二十七年改正法附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号。以下この項において「旧研究所法」という。))又は旧研究所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧研究所規則」という。))に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。))
通則法第五十条の六第一号	であつた者	であつた者(旧研究所の役員又は職員であつた者を含む。))
通則法第五十条の六第二号	であつた者	であつた者(旧研究所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。))
通則法第五十条の六第三号	定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。))
通則法第五十条の六第二号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。))
通則法第五十条の六第三号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。以下この号において同じ。))

(独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止)
第十六条 独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止する。

(独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止に伴う経過措置)
第十七条 研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第二十条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構

独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)

(地方自治法の一部改正)

第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の項中「第十一条第一項から第三項まで及び第五項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第二十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書中「の各号」を削り、同項第二号中「除く。」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、「これを」を削る。
(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第二十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同条第五項中「回送運行許可証」を「回送運行の許可」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けている者に係る自動車損害賠償責任保険証明書の提示については、前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構

独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)

(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正)

第二十六条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正)
第二十七条 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。
(自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十八条 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「引き続き施行日後の検査法人」の下に「独立行政法人自動車技術総合機構を含む。以下この項において同じ。」を加える。
附則第五條中「施行日後の検査法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。
(特別会計に関する法律の一部改正)
第二十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三條第二項第一号口中「第百二条第二

三項ただし書」を「第百二条第四項ただし書」に改め、同号二中「独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改め、同項第二号ハ中「独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律の一部改正)
第三十条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第三十四号を次のように改める。
三十四 削除
別表第一 第三十八号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十八 独立行政法人自動車技術総合機構(総合特別区域法の一部改正)
第三十一条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二 第二十二條の表第百条第一項の項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表第百条第二項の項中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改める。

理由

自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車

平成二十七年五月二十六日 衆議院會議録第二十八号

検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路運送車両法の一部改正

(一) 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、その構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものについて、新規検査等の際、指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合証の提出により、国土交通大臣への現車提示を省略できること。

(二) 国土交通大臣は、自動車の所有者から自動車登録番号標(以下「ナンバープレート」という。)の交換の申請があつたときは、これを認めること。

(三) 自動車は、ナンバープレートを国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他これに記載された自動車登録番号の識別に支障が生じない方法により表示しなければ、運行の用に供してはならないこと。

(四) 国土交通大臣は、改善措置の勧告及び届出の施行に必要な限度において、自動車の

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案及び同報告書 平成二十五年年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書 平成二十五年年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書 平成二十五年年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書

装置のうち、保安基準に適合していないおそれがあると思われるものを製作し、又は輸入した装置製作者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができること。

(五) 国土交通大臣は、申請により、複数の型式の自動車に共通して使用される共通構造部をその型式について指定することとし、指定を受けた共通構造部は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合しているものとみなすこと。また、外国が行う指定に相当する認定等を受けた特定の共通構造部については、自動車の型式の指定に際し、国土交通大臣の指定を受けたものとみなすこと。

2 自動車検査独立行政法人法の一部改正

(一) 法律の名称を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改めること。

(二) 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)とすること。

(三) 機構の業務として、統合前の各法人の業務に加え、共通構造部の保安基準適合性審査及び自動車の登録に係る確認調査を追加すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十七年五月二十二日

国土交通委員長 今村 雅弘
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十五年年度一般会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條第三項の規定に基づき、平成二十五年年度一般会計予備費の予算額三千億円のうち、平成二十五年四月二十三日から平成二十六年一月七日までの間において決定された二百五十四億二千五百円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、汚染水対策に必要な経費、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費等六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十七年五月二十五日
決算行政監視委員長 石関 貴史
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十五年年度特別会計予備費使用総額調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條第三項の規定に基づき、平成二十五年年度特別会計予備費の予算総額八千六百二十六億千六百十萬円のうち、平成二十五年十二月九日から平成二十六年三月十九日までの間において決定された六億六千九百五十五萬千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、

農業共済再保険特別会計果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費の二件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十七年五月二十五日
決算行政監視委員長 石関 貴史
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総額調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるとの件)に関する報告書

一 本件の趣旨
本件は、平成二十五年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定により平成二十五年六月二十五日から平成二十五年十一月二十九日までの間において決定された六十八億四千七百七十五萬円の経費増額につき、特別会計に関する法律第七條第二項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費の増額等一特別会計の九件である。

二 本件の議決理由
本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十七年五月二十五日
決算行政監視委員長 石関 貴史
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

発行所 千一〇五八四四五
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 二二六円
(本体) 二二〇円